

目次

第1章 総論

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 基本方針と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 第5期計画の状況

- 1 重点項目の状況
 - ・医療との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ・介護サービスの充実と強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ・介護予防事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ・生活支援サービスと高齢者の権利擁護・・・・・・・・・・・・ 12
 - ・高齢者の住まいの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 高齢者の現状と推移

- 1 高齢者と被保険者等の推移
 - ・総人口及び高齢者人口、高齢化率の推移・・・・・・・・・・・・ 16
 - ・第1号被保険者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - ・日常生活圏域別の人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - ・高齢者世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ・要介護・要支援認定者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 介護給付等サービスの推移
 - ・介護給付等のサービスの受給者数、受給率の推移・・・・・・・・ 23
 - ・介護給付費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - ・地域支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - ・高齢者、サービス利用者の意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第4章 介護保険サービスの今後の見込

- 1 高齢者人口、認定者数の見込
 - ・高齢者人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - ・管内市町村の人口推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - ・管内市町村の高齢者数の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - ・管内市町村の後期高齢者の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - ・要介護認定者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

2	介護サービスの見込	
	・居宅サービスの利用状況の推計	38
	・施設サービスの利用状況の推計	45
	・地域密着型サービスの推計	47
	・施設整備の状況	51
3	介護予防事業（地域支援事業）	
	・地域支援事業の体系	53
	・介護予防事業	54
	・包括的支援事業	56
	・任意事業	57
	・地域保健福祉活動支援事業	58
4	介護保険事業費の推計	59

第5章 第6期計画の保険料

1	第6期計画の保険料	62
2	各保険料段階の年額保険料	64

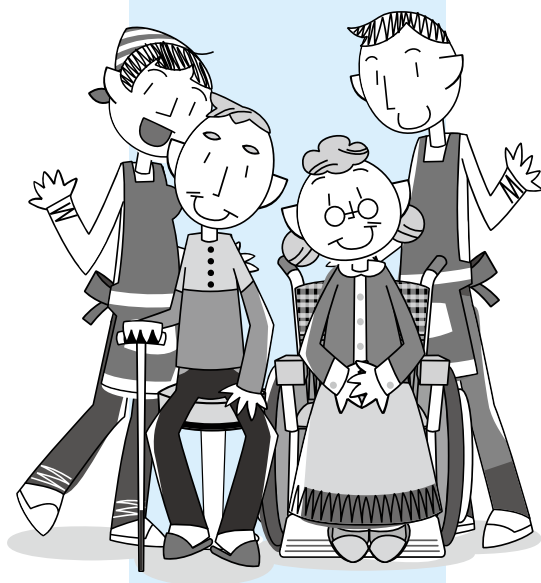
第6章 第6期介護保険事業計画の推進

1	地域における包括的な支援体制づくり	
	・地域包括支援センターの機能の充実	67
	・地域ケア会議の充実啓発	67
	・地域における見守り体制の強化	67
2	在宅高齢者への支援充実	
	・多様な生活支援サービスの推進	68
	・医療と介護の連携強化	68
3	高齢者の権利擁護の推進	
	・権利擁護のための取り組みの啓発と支援	69
4	認知症の早期発見・早期対応の体制づくり	
	・認知症についての理解の促進	69
	・認知症高齢者の地域支援体制の強化	69
5	介護予防による健康寿命の推進	
	・介護予防、日常生活支援総合事業の推進	70
6	保険給付の適正化	
	・適切な介護サービス水準の確保	72

第1章

總

論





1 計画策定の背景と趣旨

国内では、現在、世界で最も高齢化が進んでおり、また、総人口も減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の将来予測では、45年後の2060年には国内の総人口が8,674万人に減少し、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、39.9%と見込まれています。

二戸地区広域行政事務組合管内（二戸市、一戸町、軽米町、九戸村）においては、国の状況と同様に急速に進行する少子高齢化による人口の減少が続いており、平成27年3月1日現在の人口は58,633人、65歳以上の高齢者数は20,041人となっており、高齢化率は34.2%と、およそ3人に1人が高齢者となっています。

二戸管内では団塊の世代の65歳到達による高齢化の急速な進行、脳血管疾患や認知症の増加が課題となっています。

これからの超高齢化社会の到来を見据え、今後の財政状況とのバランスも考慮しながら、将来にわたって長期に持続が可能である介護保険サービスの提供を進めていく必要があります。

今回の計画は、国の方針でもある「高齢者が地域で自立した生活ができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組みを進める」を主眼としています。そのためには、1) 医療との連携、2) 介護サービスの充実と強化、3) 介護予防の推進、4) 見守り・配食などの生活支援サービスの確保や高齢者の権利擁護、5) 高齢者の住まいの整備、の5つのポイントが示されており、包括的かつ継続的な取り組みが必要となります。

二戸広域では、「高齢者がいつまでもいきいきと暮らせる安心な地域の実現」に向けて高齢者を取り巻く環境の変化への対応、第5期計画までの施策における課題の分析、第6期介護保険事業計画に合わせて広域内各市町村が策定する高齢者福祉計画等との整合性などを踏まえながら今後3年間の介護保険事業の方向性を決定しました。

なお、今回の計画は今後3年間のものとなっていますが、計画最終年度の平成29年度において、今後の諸状況の変化を分析、評価したうえで、次の第7期介護保険事業計画以降に向けた見直しを行うこととしています。

2 基本方針と基本目標

(1) 基本方針

「高齢者がいつまでも いきいきと暮らせる 安心な地域の実現」

二戸広域では、「高齢者がいつまでもいきいきと暮らせる安心な地域の実現」に向けて高齢者を取り巻く環境の変化への対応、第5期計画までの施策における課題の分析、第6期介護保険事業計画に合わせて、広域内各市町村が策定する高齢者福祉計画等との整合性などを踏まえながら今後3年間の介護保険事業の方向性を決定しました。

(2) 基本目標

地域包括ケアシステム（医療分野・福祉分野・保健分野・地域住民団体などが連携して質の高いサービスが総合的、継続的に提供されること）の実現に向けた取り組みを進めます。

- ・ 生きがいつくりと健康づくり
- ・ みんなで支え合う地域づくり
- ・ 適正な介護サービスの提供と体制づくり



3 計画の策定体制

(1) 介護保険運営協議会

本計画は、「二戸地区広域行政事務組合介護保険運営協議会（第6期介護保険事業計画策定委員会）」の各委員の意見を聴取し、審議により策定されたものです。

介護保険運営協議会は、医療・福祉の関係者、各市町村の住民の代表（第1号被保険者、利用者）など計15人の委員から構成され、介護保険事業計画の策定とその推進状況、介護保険事業の運営状況等について審議する機関であり、介護保険事業計画の策定時には介護保険事業計画策定委員会を兼ねることとなっています。

(2) 住民の意識調査

本計画の策定にあたり、二戸広域管内に居住する65歳以上の高齢者の中から、介護サービスの利用がない方、介護サービスを利用している方、介護保険における第2号被保険者（満40歳から満64歳までの方）を対象に、介護保険制度に関する意識（意向）の調査、生活機能の状態把握や今後のサービス体制に向けての住民ニーズを調査するため、アンケート調査を実施しました。

(3) 当組合構成市町村との調整

各市町村（二戸市、一戸町、軽米町、九戸村）がそれぞれ策定する高齢者福祉計画等との整合性を図り、協議を重ねることで市町村が行う取り組みや各圏域の住民の意見等が反映される計画となるよう努めました。

第2章

第5期計画の状況





1 重点項目の状況

(1) 医療との連携

【現状】

- ・医療、保健、福祉の連携を図るためカシオペア地域医療福祉連携研究会を中心に勉強会、情報交換などを行い連携を図っています。(市町村、地域包括支援センター参加)
- ・介護保険利用者の入院時には担当の介護支援専門員より情報提供書が医療機関に提出され、退院時にも病院からの情報提供があり担当者会議も行われています。
- ・各地域包括支援センター主催で行われるケア会議に医療機関スタッフも参加し、行政・医療・介護等の相互の情報交換及びケース検討会が行われています。
- ・介護保険利用者のケアプラン作成時には主治医意見書も参考にしており、主治医にも要望によりケアプランを提供しています。
- ・広域で実施している介護認定審査会には医師、歯科医師、薬剤師、保健、福祉の各分野から参加していただき、意見交換の場ともなっています。
- ・各市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員協議会等で連携を図り、高齢者の健康維持につなげています。

【課題】

- ・開業医、医師会との連携
- ・関係機関のネットワーク作り

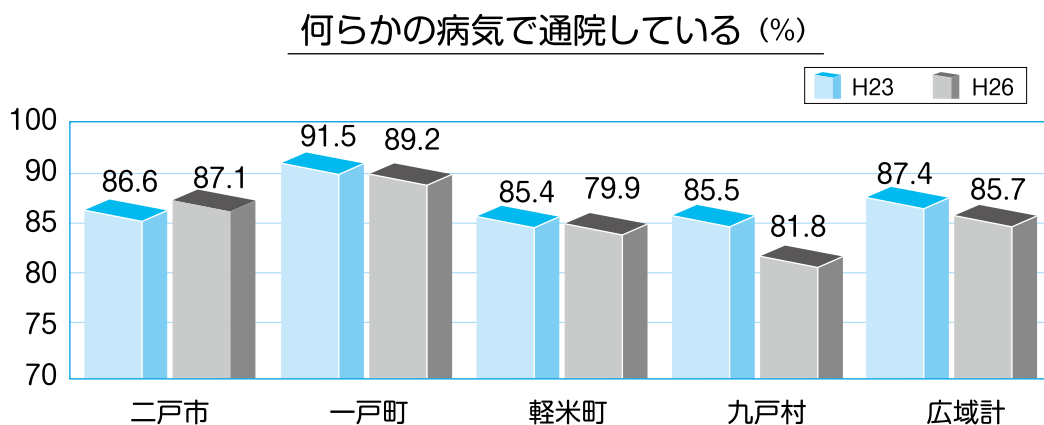
【検証】

医療からの円滑な在宅復帰を可能とするサービスの充実、在宅等での看取りの体制作りなどが重要となります。

関係機関（各市町村、中核病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター、介護支援専門員協議会、介護保険事業所等）のネットワーク構築を行い、より一層の医療・介護の連携が必要です。

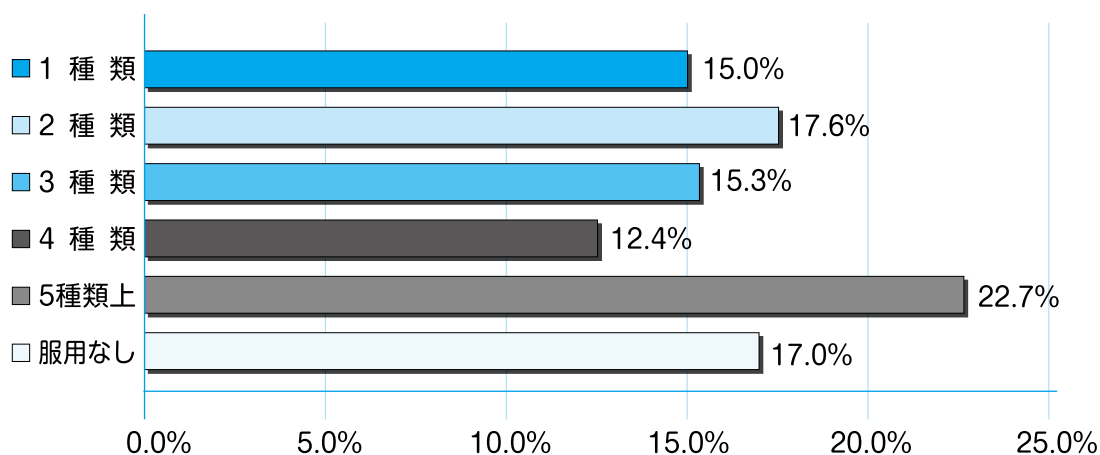
《日常生活圏域高齢者ニーズ調査の結果 ①》

病気による通院については、若干減少傾向にあるものの、約9割の高齢者が何らかの治療中の病気を抱えています。



《日常生活圏域高齢者ニーズ調査の結果 ②》

通院している方のうち平成26年は約2割の方が5種類以上の薬を服用しています。

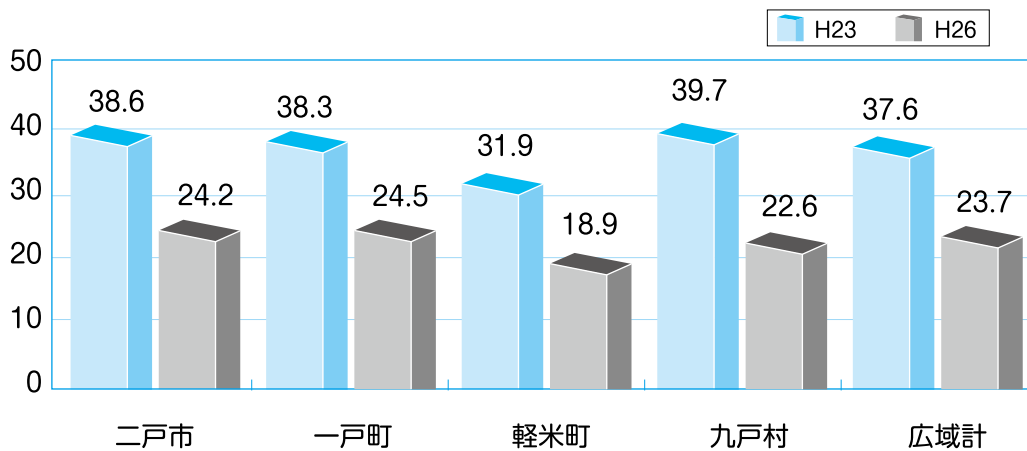




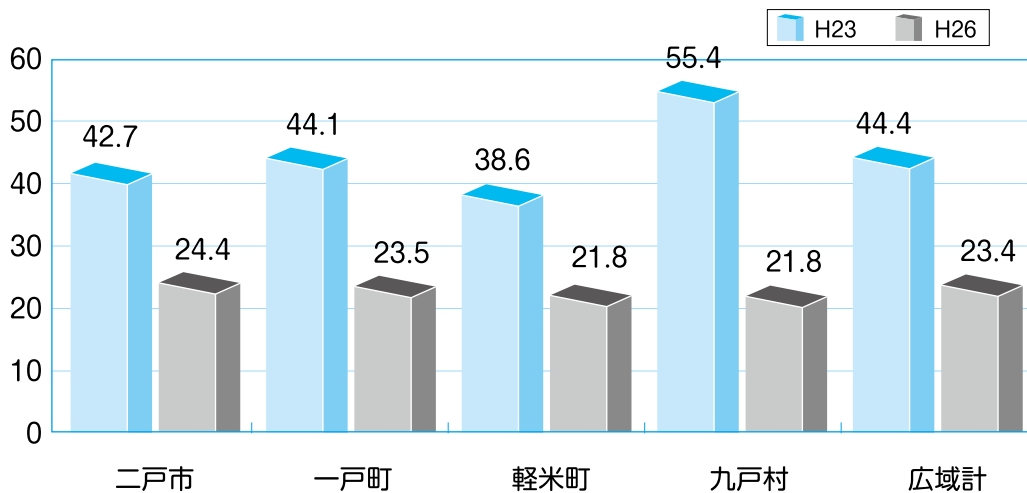
《日常生活圏域高齢者ニーズ調査の結果③》

「生活に充実感がない」は平成23年の37.6%から23.7%に、「自分が役に立つ人間とは思えない時がある」は平成23年の44.4%から23.4%に大幅に改善されています。生きがいづくりは、認知症に繋がる「うつ」や「認知機能の低下」のリスクに影響しています。

生活に充実感がない (%)



自分が役に立つ人間と思えない時がある (%)



(2) 介護サービスの充実と強化

【現状】

- ・平成 24 年度 介護老人保健施設 26 床
短期入所（ショートステイ）分 1 床
 - ・平成 25 年度 介護老人福祉施設（地域密着型）60 床
 - ・平成 26 年度 特定施設入居者生活介護 9 床
- 構成市町村間の均衡が図られるよう 1 床当たりの高齢者数が 17.6 人になるよう整備を進めてきました。
- ・在宅で早急に入所が必要な者 65 人（平成 26 年 3 月末）であるが、本年 4 月には 20 床の地域密着型特養が二戸市に 3 施設整備され、60 人の待機者解消となりました。

【課題】

- ・介護職員等の人材の確保が困難。
- ・入所希望者の状況把握。

【検証】

構成市町村間の 1 床当たりの均衡も図られ、早期に必要な待機者もほぼ解消する見込みであることから、地域包括ケアシステムに向けた居宅系サービスの充実を図る必要があります。

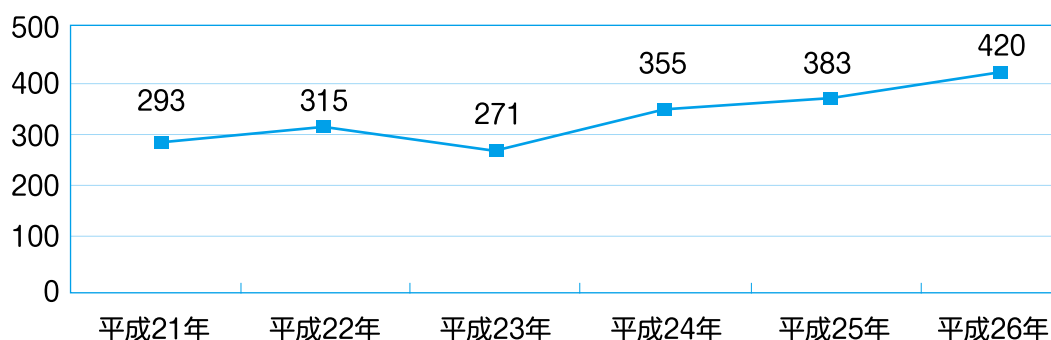
安定したサービスを提供するために、介護職員等の人材育成が必要です。

介護保険におけるサービスについては、実際に利用する方々それぞれのニーズにあった適切なサービスの選択が可能であることが最も重要であると考えます。

しかし、特別養護老人ホーム入所申込者は 420 人（平成 26 年 3 月 31 日現在）となっており、年々増加傾向にあります。

なお、第 5 期介護保険事業計画の施策において、施設整備を強化し、市町村間のベッド数の均衡を図り、急を要する待機者 60 名は解消されています。

特別養護老人ホーム入所待機者の推移（人）





(3) 介護予防事業の推進

【現状】

- ・一次予防事業として、平成 25 年度は介護予防普及啓発事業（講演会、相談会の実施、運動指導、健康体操等介護予防教室の開催等）に 1,377 回 16,046 人が参加。また、地域介護予防活動支援事業（ボランティア研修・地域活動支援等）に 3,283 人が参加。
- ・二次予防事業としては、平成 25 年度は管内で生活機能評価（7,742 人）を行い、対象者を把握し運動機能の向上教室（1,078 人参加）、栄養改善教室（350 人参加）口腔機能向上教室（640 人）等の各種プログラムを実施しています。
- ・二戸広域では、地域保健福祉活動支援として年間 3 万円を上限とし地域で介護予防活動に取り組む団体に補助し、研修、情報交換の場を設けてきました。平成 24 年度は 19 団体、平成 25 年度は 25 団体、今年度は 31 団体と年々活動団体が増えており、自主的な取り組みがなされました。

【課題】

- ・介護予防事業の継続とより一層の充実
- ・介護予防の重要性のさらなる啓発と地域単位における介護予防活動の一層の普及

【検証】

現在、地域支援事業を通じ、構成市町村や地域単位で展開される独自性のある各種介護予防事業を継続し、さらに充実させる必要があります。

介護予防活動を実践する地域団体等は未だ増加途上であります。介護予防活動を普及し、実践する団体を増やすためには、介護予防の有効性と先進活動事例、関連情報を広く周知し、啓発しなければなりません。

地域単位で介護予防への取り組みが生まれ、広がることで、介護予防への関心が高まり、当広域管内の地域包括ケアシステムの基盤強化にもつながるものであります。

(4) 生活支援サービスと高齢者の権利擁護

【現状】

- ・見守りを兼ねた配食サービスの利用者は平成 25 年度、管内で延べ 7,059 食を利用し健康チェックにもつながりました。
- ・家族介護者の支援としても、交流事業や介護教室、介護用品支給事業が行われ、介護者の負担軽減につながっています。
- ・地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口として、介護についての相談、成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害、認知症問題等、多種にわたる 7,181 件（平成 25 年度）の相談に対応しました。

- ・二戸広域管内に認知症キャラバンメイトが49名おり、認知症サポーター養成講座を各地域や学校、事業所で開催し、平成26年10月1日現在、認知症サポーターの人数は4,396人となっています。

【課題】

- ・成年後見制度利用のための裁判手続きが難しく、また、市民後見人のなり手がいないなど制度の利用が進まない。

【検証】

配食サービスによる見守りや民生委員と地域包括支援センターの連携による要援護高齢者把握など、各市町村の特色を生かした生活支援サービスを実施している。当組合は各構成市町村の事業強化のため、情報交換の場を提供していきます。

認知症高齢者を地域で支えるためにも、国が策定したオレンジプランの平成29年度末までに認知症サポーター600万人育成を踏まえ、引き続きサポーター養成に努める必要があります。

成年後見制度の利用を推進するため、裁判手続きの支援や市民後見人の育成を進める必要があります。

(5) 高齢者の住まいの整備

【現状】

- ・管内には介護保険施設以外に住宅型有料老人ホームがあり、要介護者が在宅サービスを利用しながら生活しています。建設の相談、情報があつたときには県と連携を図り、高齢者が安心して生活できるよう働きかけています。

【課題】

- ・県では指針を策定しているが強制力はなく、介護保険外のサービスのため保険者としても設置、運営内容への介入が難しい。
- ・高齢者世帯の増加や山間部に点在する住居問題

【検証】

有料老人ホームについては県、市町村と連携し、利用者が安心して生活できるように働きかけます。

冬場の除雪や通院時の交通手段確保が必要となっています。一戸町、九戸村で実施している高齢者冬期居住施設や独居高齢者支援施設、またはサービス付高齢者住宅等の事例を構成市町村と情報共有し検討を進めます。

第3章

高齢者の現状と推移





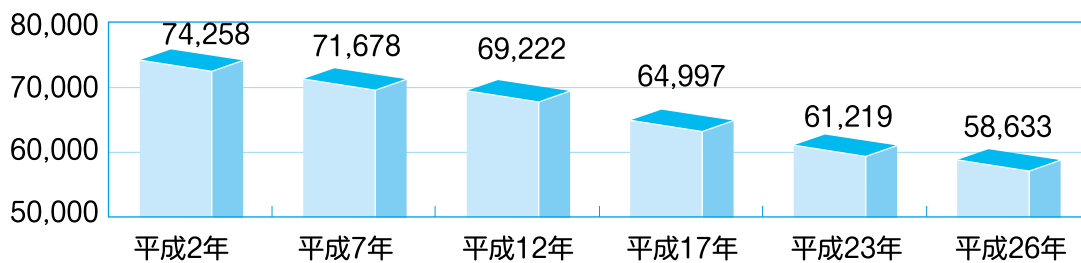
1 高齢者と被保険者等の推移

(1) 総人口及び高齢者人口、高齢化率の推移

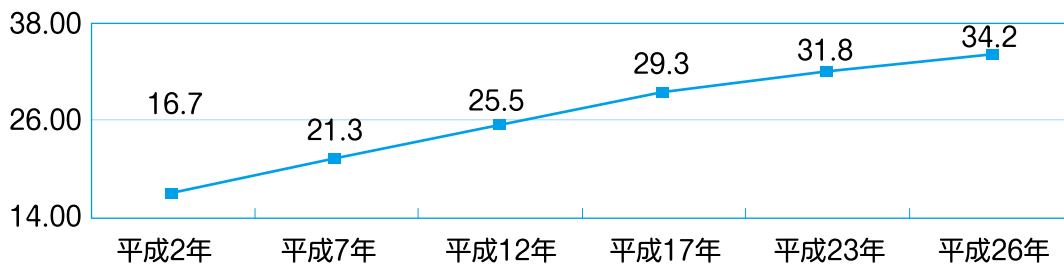
平成27年3月1日現在の二戸広域管内の人口は、58,633人で、10年前の平成17年度末と比較して、6,364人（9.8%）の減少となっています。

総人口に占める満65歳以上高齢者の割合（高齢化率）は、34.2%で平成17年度末と比較して、4.9ポイント高くなっています。（平成27年3月1日現在）

総人口の推計（人）



高齢化率の推移（%）



●総人口の推移

（単位：人）

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成23年	平成26年
総人口	74,258	71,678	69,222	64,997	61,219	58,633
15歳未満	13,981	11,687	9,900	8,237	6,611	6,085
15～64歳	47,898	44,745	41,695	37,714	35,132	32,735
65歳以上	12,379	15,246	17,627	19,046	19,476	20,041
高齢化率	16.7%	21.3%	25.5%	29.3%	31.8%	34.2%

※平成2年から平成17年度は国勢調査報告、平成23年度は年度末現在の住民基本台帳人口による。

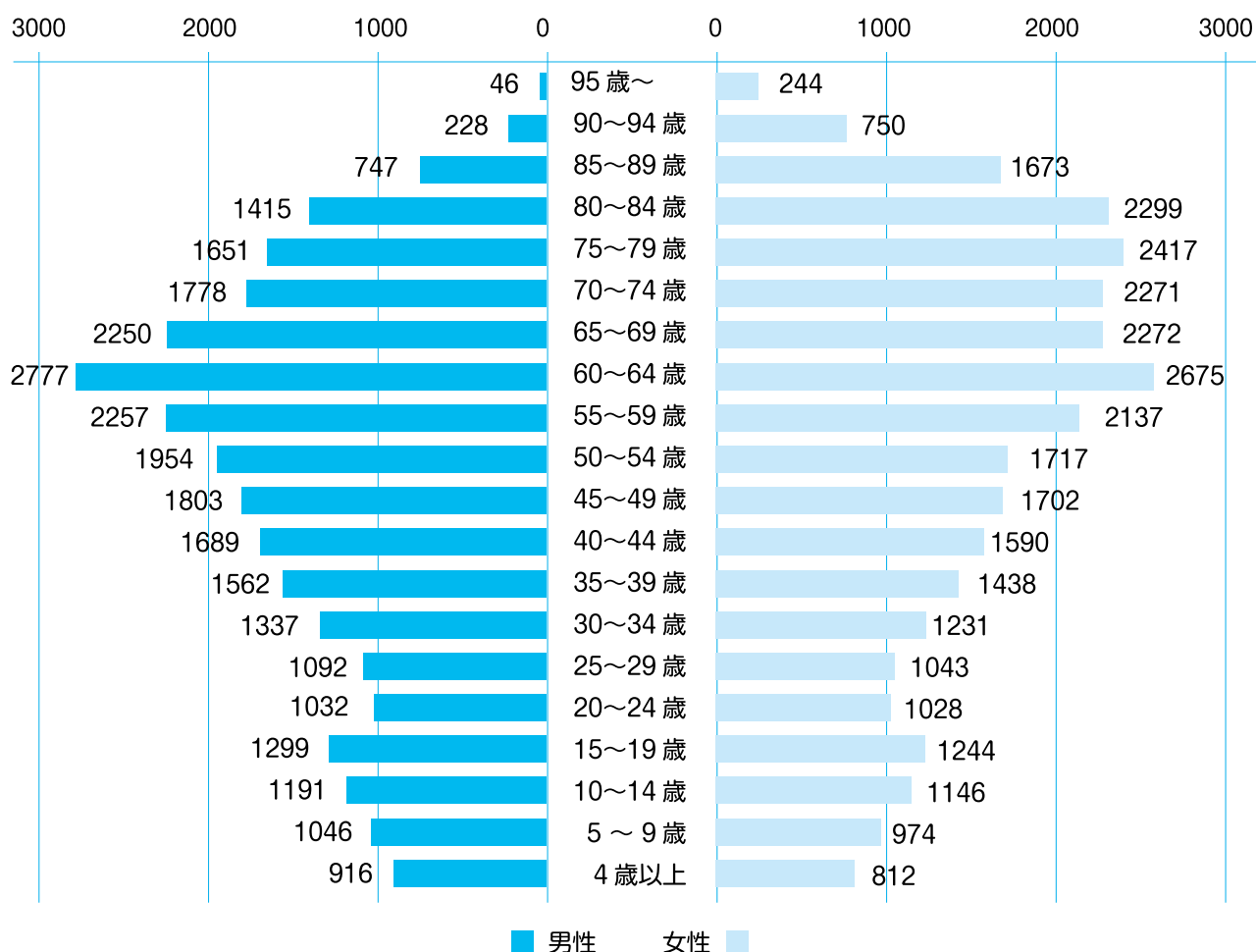
※平成26年度は平成27年3月1日現在の住民基本台帳人口

§ 参考 § 岩手県の高齢者人口は、379,217人、高齢化率は29.6%

（平成26年10月1日現在）

■管内の年齢階層別人口構成（平成27年3月1日現在）

（単位：人）



（2）65歳以上高齢者の推移

二戸広域管内の65歳以上の高齢者数は、平成21年度から23年度にかけて一時的に減少傾向（昭和20年、21年の出生者が少なかったため）にありましたが、平成24年度以降は再び増加しています。

なお、平成27年3月1日現在の高齢者数は20,041人で、平成21年度末と比較して286人増加し、高齢化率も2.6%高くなっています。

●65歳以上高齢者数と高齢化率

（単位：人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
高齢者数	19,755	19,506	19,476	19,651	19,941	20,041
高齢化率	31.6%	31.6%	31.8%	32.6%	33.6%	34.2%

※各年度末現在の住民基本台帳人口による。平成26年度は平成27年3月1日現在



(3) 日常生活圏域別の人口の状況について

二戸広域では、地理的な条件、人口、各市町村の行政区域、交通事情等を考慮して現在7つの日常生活圏域（二戸市は4圏域、一戸町、軽米町、九戸村は各1圏域）を設定しています。

●二戸広域の日常生活圏域

(単位：人)

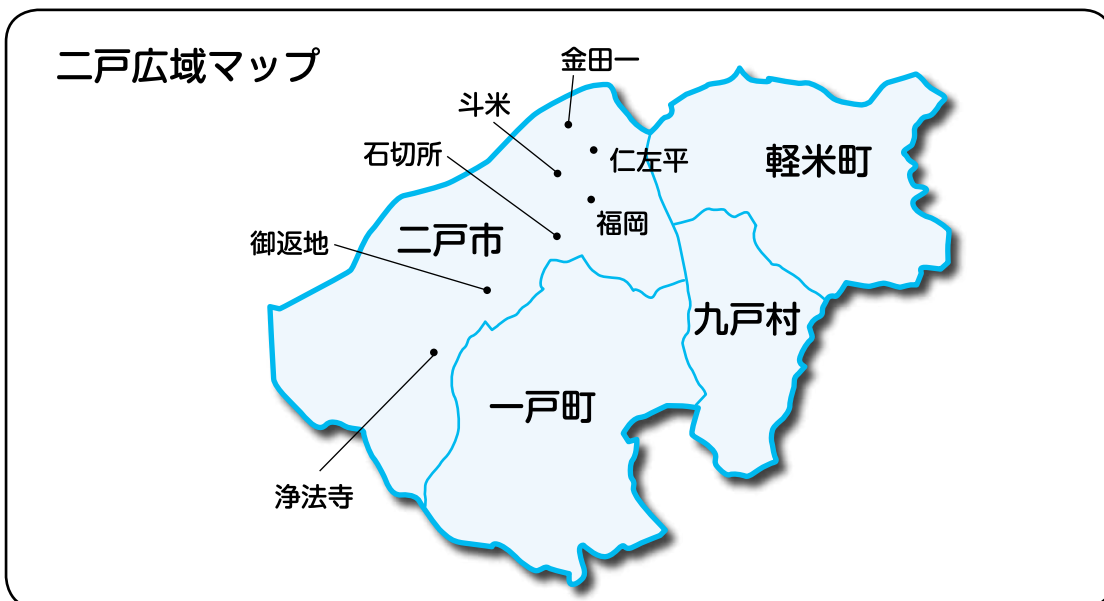
圏域名称	対象地区	人口	高齢者数	高齢化率
1 福岡・仁左平圏域	二戸市福岡・仁左平地区	10,585	3,009	28.43%
2 金田一・斗米圏域	二戸市金田一・斗米地区	7,588	2,605	34.33%
3 石切所・御返地圏域	二戸市石切所・御返地地区	6,289	2,024	32.18%
4 浄法寺圏域	二戸市浄法寺地区	4,390	1,770	40.32%
5 一戸圏域	一戸町全域	13,622	4,922	36.13%
6 軽米圏域	軽米町全域	9,931	3,417	34.41%
7 九戸圏域	九戸村全域	6,228	2,294	36.83%

※平成27年3月1日現在、住民基本台帳人口より

§ 参考 § 二戸市各地区の高齢化率

・御返地地区	41.83%	・石切所地区	28.84%
・浄法寺地区	40.32%	・福岡地区	29.62%
・斗米地区	34.33%	・仁左平地区	27.10%
・金田一地区	34.32%	(市全体)	32.61%

※平成27年3月1日現在、住民基本台帳人口より



(4) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況をみると、平成17年に行われた国勢調査では、二戸広域管内における「高齢者のいる世帯」は12,449世帯、「高齢者のみの世帯（高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の合計数）」は4,598世帯で、「高齢者のいる世帯」に占める割合は36.9%でした。

平成22年の国勢調査では、「高齢者のいる世帯」が12,625世帯（1.4%増）、「高齢者のみの世帯」は5,061世帯（10.1%増）で、「高齢者のいる世帯」に占める割合は40.1%（3.2%増）となっています。

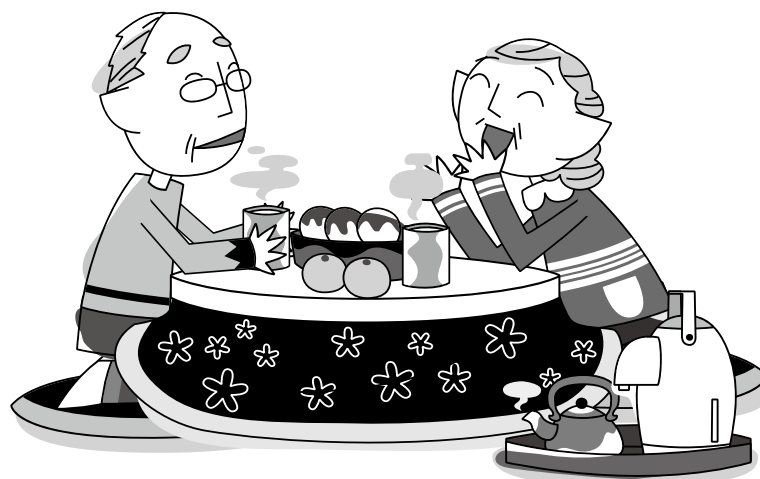
また、高齢者の独居（ひとり暮らし）世帯は、管内全体で2,442世帯あり、総世帯数に占める割合は11.5%となっています。

●高齢者世帯の状況

(単位：世帯)

	総世帯数	高齢者世帯数	世帯割合	高齢者単身世帯	高齢者夫婦世帯	高齢者のみ世帯	世帯割合
二戸市	10,824	5,866	54.2%	1,173	1,258	2,431	41.4%
一戸町	4,988	3,165	63.5%	676	674	1,350	42.6%
軽米町	3,335	2,179	65.3%	367	400	767	35.2%
九戸村	2,031	1,415	69.7%	226	287	513	36.3%
計	21,178	12,625	59.6%	2,442	2,619	5,061	40.1%

※平成22年国勢調査報告による

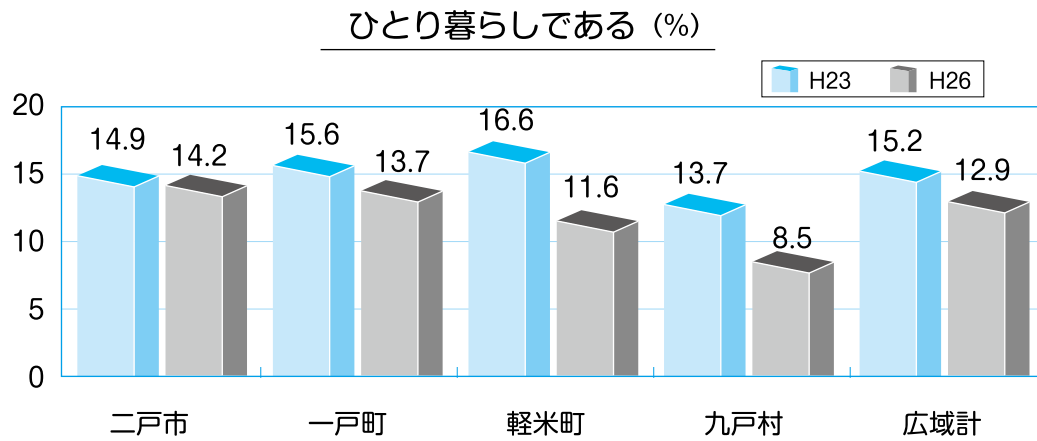




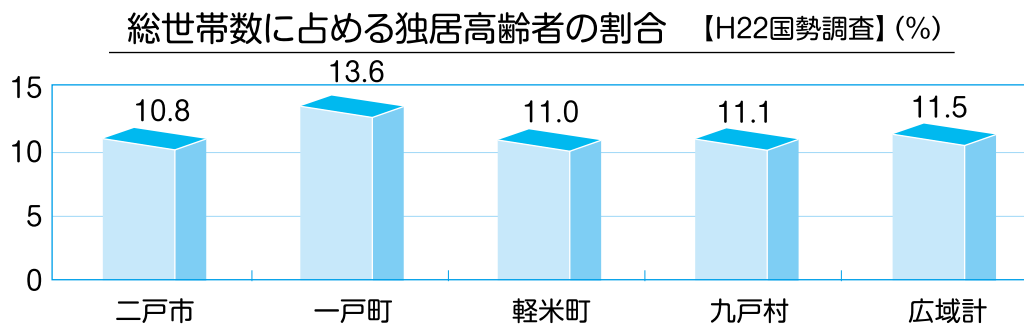
第3章 高齢者の現状と推移

《日常生活圏域高齢者ニーズ調査の結果》

「高齢者ひとり暮らし世帯」が広域管内全体で12.9%となっており、ひとり暮らしは減少しています。



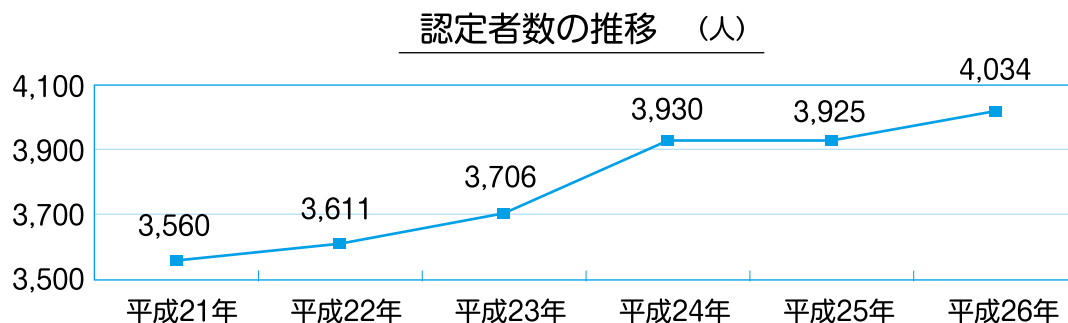
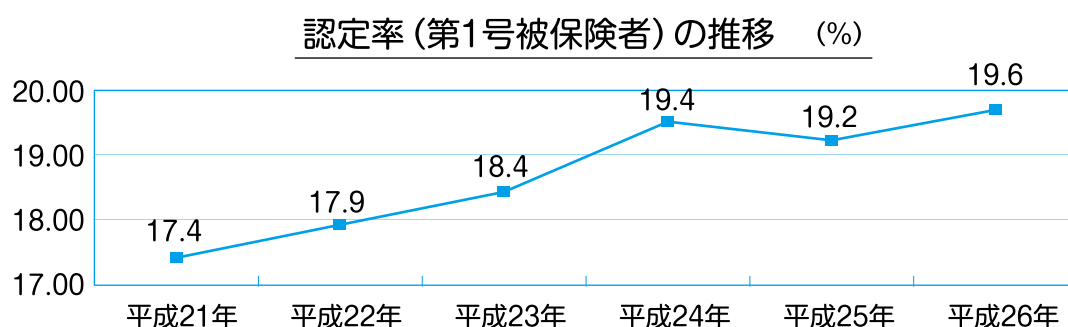
§ 参考 §



(5) 要介護・要支援認定者の推移

平成26年12月末現在の要介護・要支援認定者数（第1号）は3,923人で、平成21年度の3,445人と比較して478人の増加（伸び率13.9%）となっており引き続き増加傾向にあります。

要介護認定率（第1号）については、平成26年12月末現在19.6%となっており、平成21年と比較すると2.2ポイント増加しています。



●要介護（要支援）認定者数

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
認定者・1号	3,445	3,484	3,579	3,803	3,820	3,923
認定者・2号	115	127	127	127	105	111
認定者計	3,560	3,611	3,706	3,930	3,925	4,034
認定率	17.4%	17.9%	18.4%	19.4%	19.2%	19.6%

※事業状況報告書（平成21年から25年は年度末値、26年度は26年12月末値）

§ 参考 §

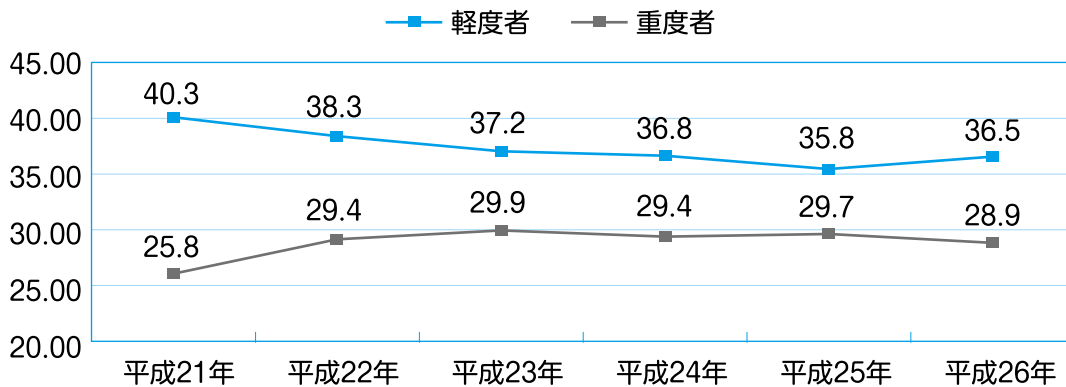
岩手県の要介護認定率は、19.2%（平成26年10月末現在）



第3章 高齢者の現状と推移

介護度別の認定者数を平成21年度と比較すると、要支援1・2と要介護1（軽度者）の割合が40.9%から37.2%と減少しており、一時的な第1号被保険者数の減少はあったものの、介護予防事業の効果が表れていると考えられます。逆に要介護4・5（重度者）の割合は25.8%から28.9%と大きく増加しており、重度化の傾向を示しています。

軽度者・重度者の割合の推移 (%)



※「軽度者」の計算式：(要支援1 + 要支援2 + 要介護1) ÷ 認定者計

※「重度者」の計算式：(要介護4 + 要介護5) ÷ 認定者計

●第1号被保険者の要介護度別認定者数

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	431	357	334	354	347	382
要支援2	427	451	428	505	457	456
要介護1	534	533	552	541	565	592
要介護2	551	602	653	693	695	760
要介護3	614	535	545	592	623	598
要介護4	472	621	692	725	727	720
要介護5	416	385	375	393	406	415
計	3,445	3,484	3,579	3,803	3,820	3,923

※事業状況報告書（平成21年から25年は年度末値、26年度は26年12月値）

2 介護給付等サービスの推移

(1) 介護給付等のサービスの受給者（利用者）数、受給率（利用率）の推移

平成26年12月末現在のサービス受給者数は、3,473人で、平成22年度と比較して361人の増（伸び率11.6%）と大幅に伸びています。

平成22年度と平成26年度を比較すると、居宅介護（予防）サービス（伸び率10.8%）と地域密着型サービス受給者（伸び率112.8%）は大きく増加しましたが、施設介護サービス受給者はほぼ横ばいとなっています。

●第1号被保険者の受給者数の推移

（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
居宅介護サービス受給者	2,099	2,163	2,244	2,291	2,347
地域密着型サービス受給者	131	157	204	197	279
施設介護サービス受給者	792	788	813	822	765
計	3,022	3,108	3,261	3,310	3,391

※事業状況報告書（平成22年から25年は年度末値、26年度は26年12月値）

●主要サービスごとの受給者数

（単位：人）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
訪問介護	445	435	505	552	513
介護予防訪問介護	108	112	140	118	121
訪問入浴介護	66	68	61	56	55
介護予防訪問入浴介護	2	2	1	1	1
訪問看護	109	101	121	107	105
介護予防訪問看護	8	10	15	9	5
通所介護	998	992	1,042	1,126	1,089
介護予防通所介護	461	409	471	412	418
通所リハビリテーション	207	232	222	235	247
介護予防通所リハビリ	125	123	127	120	117
訪問リハビリ	3	6	13	48	49
予防リハビリ	0	0	4	7	7
短期入所生活介護	278	281	334	342	373
介護予防短期入所生活介護	17	12	16	8	11

※事業状況報告書（平成22年から25年は年度末値、26年度は26年12月値）



第3章 高齢者の現状と推移

●施設介護サービス受給者数

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
介護老人福祉施設	411	405	415	415	379
介護老人保健施設	363	368	381	386	366
介護療養型医療施設	29	31	32	33	33
計	803	804	828	834	778

※事業状況報告書（平成22年から25年は年度末値、26年度は26年12月値）

●サービス利用率

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
認定者数（人）	3,620	3,674	3,930	3,925	4,034
利用者数（人）	3,112	3,206	3,348	3,394	3,473
（うち居宅サービス）	2,176	2,245	2,315	2,361	2,412
（うち地域密着型サービス）	133	159	205	199	283
（うち施設サービス）	803	804	828	834	778
利用者数の伸び率	2.6%	3.0%	4.4%	1.4%	2.3%
利用率	86.0%	87.3%	85.2%	86.5%	86.1%

※事業状況報告書（平成22年から25年は年度末値、26年度は26年12月値）

●総ベッド数と施設・居住系サービス利用者数

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
管内施設総ベッド数	819	853	908	908	977
介護老人福祉施設	411	407	417	418	379
介護老人保健施設	365	371	382	390	366
介護療養型医療施設	30	34	33	33	33
地域密着型介護老人福祉施設	37	40	72	68	162
G H 利用者数	74	82	115	80	74
特定利用者数	59	84	78	88	82
合計	976	1,018	1,097	1,077	1,096

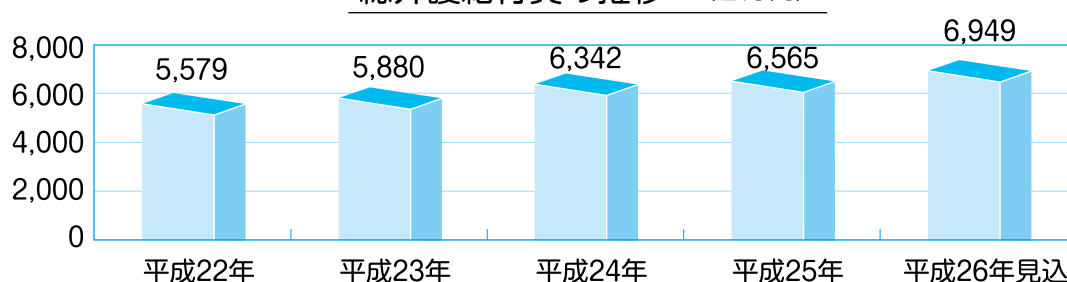
※事業状況報告書（平成22年から25年は年度末値、26年度は26年12月値）

(2) 介護給付費（総額）の推移

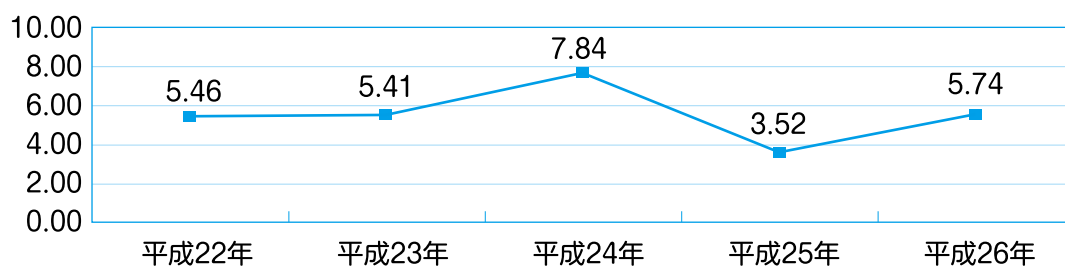
介護サービスにかかる給付費（総額）は、一貫して増加する傾向にあります。

第5期計画（平成24年度から26年度の3年間）の期間でも増加し、1人当たりの居宅サービスは県内で2番目、同じく地域密着型サービスは県内4番目、給付額合計でも県内3番目の高い給付額となっています。

総介護給付費の推移（百万円）



給付費伸び率と第6期の見込み（%）



●給付費の推移

（単位：千円）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
居宅介護サービス（介護）	2,154,576	2,321,800	2,248,527	2,385,767	2,824,723
居宅介護サービス（予防）	318,477	307,400	272,096	275,429	295,487
居宅介護サービス（合計）	2,473,053	2,629,200	2,520,623	2,661,196	3,120,210
地域密着型サービス（介護）	373,791	415,000	517,403	545,154	798,548
地域密着型サービス（予防）	1,596	2,400	4,899	3,507	1,333
地域密着型サービス（合計）	375,387	417,400	522,302	548,661	799,881
施設サービス	2,391,007	2,430,000	2,462,992	2,505,809	2,510,550
その他	339,250	403,929	835,660	849,145	517,948
計	5,578,697	5,880,329	6,341,577	6,564,811	6,948,589
給付費伸び率	5.46%	5.41%	7.84%	3.52%	5.74%

※平成22年から平成25年は実績値、26年は年度末見込



(3) 地域支援事業

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するため、市町村で事業実施しています。

地域支援事業は、介護保険制度に位置付けられた65歳以上の方に対する介護予防に関する事業で①介護予防・日常生活支援総合事業②包括的支援事業③任意事業から構成されています。

① 介護予防事業

地域支援事業の1つである介護予防事業は、65歳以上の高齢者に対し、心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、居宅での活動的で生きがいのある生活をおくることができるよう支援する事業です。

② 包括的支援事業

各市町村にそれぞれ1箇所ずつ「地域包括支援センター」を設置しています。地域包括支援センターには、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）をそれぞれ配置し、1）総合相談支援業務、2）介護予防ケアマネジメント業務、3）包括的・継続的支援マネジメント支援業務、4）権利擁護事業、を行っています。

なお、高齢者の権利擁護については、増え続ける虐待事例や困難事例への対応、認知症高齢者の増加に伴う成年後見制度（法定後見・任意後見）利用の支援、消費者被害（詐欺）の防止など、他の関係機関との連携強化が求められています。

③ 任意事業

高齢者が、自身の住み慣れた地域で安心し、いつまでも生き生きとした生活を継続していくことができるように、高齢者本人やその家族、また地域全体を支援する事業として、1）介護給付適正化事業（要介護認定の適正化のチェック、ケアプランの点検、介護給付費の通知など）、2）家族介護支援事業（在宅介護を支援する教室や精神的負担を軽減する家族交流会の開催、認知症高齢者の見守り活動、介護用品や介護慰労金の支給など）、3）その他事業（成年後見制度の利用支援、福祉用具の購入や住宅改修の支援、高齢者の生きがいと健康づくりの場の提供など）、を実施しており、これらについては引き続き事業を継続します。

④ 地域保健福祉活動

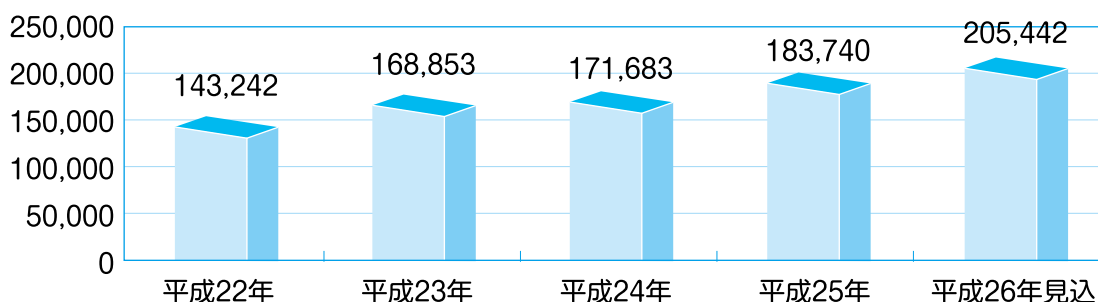
各市町村の地域の自治会など比較的小規模な範囲で介護予防の実践的な活動を行っており、各団体の交流事業や報告会などを開催して介護予防意識の高揚を図りました。また、地域で行っている各種の介護予防活動に対しては、平成25年度には25団体、平成26年度には31団体に補助金を交付して支援を行っています。

これらの地域活動には今後も各市町村と連携して継続的な支援を行い、周知・広報活動と併せ新たに活動に取り組む団体の増加を図っていきます。

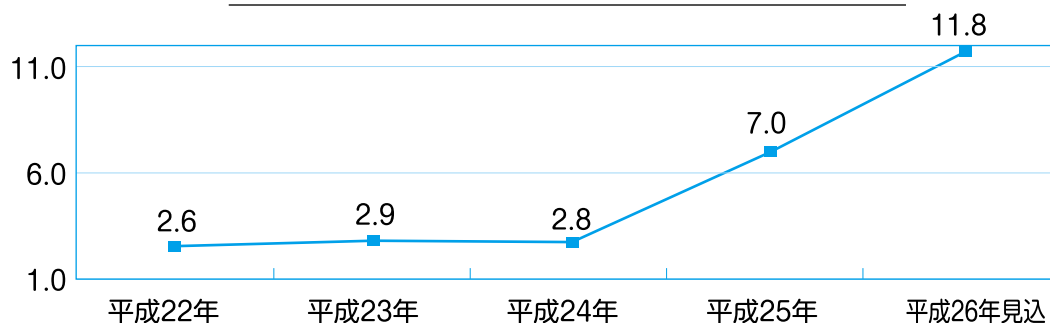
⑤ 地域支援事業費の実績

地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）の事業費は、介護保険法の規定により、給付費総額の3%以内と定められています。

地域支援事業費（総額）の実績（千円）



対給付費割合の実績と第6期の見込み（%）





(4) 高齢者、サービス利用者の意向

第6期介護保険事業計画の策定にあたり、現在の介護サービスにおける利用内容の分析、今後の利用についての意向調査、高齢者の心身・生活機能低下状況の把握を目的として以下のアンケート調査を実施しました。

① 介護保険意識調査 I

対象者：平成24年10月に第1号被保険者のうち介護サービス利用のない被保険者：3,214人

調査時期：平成24年12月15日から平成25年1月31日まで

調査方法：対象者に調査表を郵送、記入後返送する方式

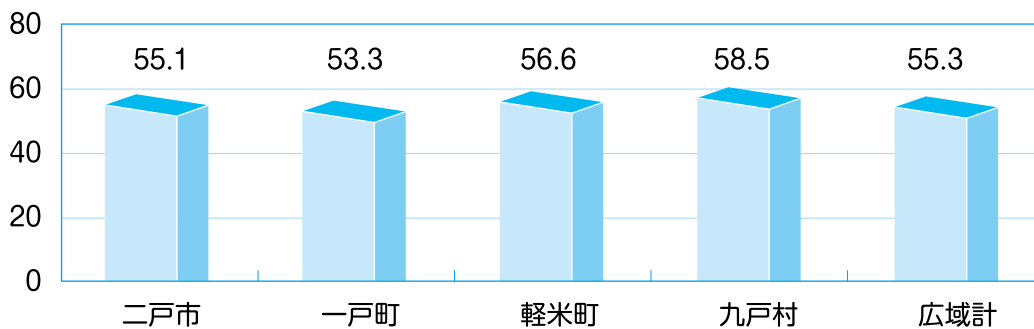
調査内容：要介護認定に至った経緯、今後の在宅・施設介護ニーズの意向
担当ケアマネについて、ケアプランについて
個別のサービスごとの利用目的とその満足度
介護保険制度に対する意見（自由記載）等

● 調査概要

(単位：人)

	調査票送付者数	回答数	回答率
二戸広域計	3,214	1,776	55.3%
(二戸市)	1,524	839	55.1%
(一戸町)	806	430	53.3%
(軽米町)	518	293	56.6%
(九戸村)	366	214	58.5%

介護保険意識調査 I 回答率(%)



② 介護保険意識調査Ⅱ

対象者：平成23年7月～平成26年6月に新規要介護・要支援認定を受けた方
総数：500人

調査時期：平成26年8月8日から8月20日まで

調査方法：対象者に調査表を郵送、記入後返送する方式

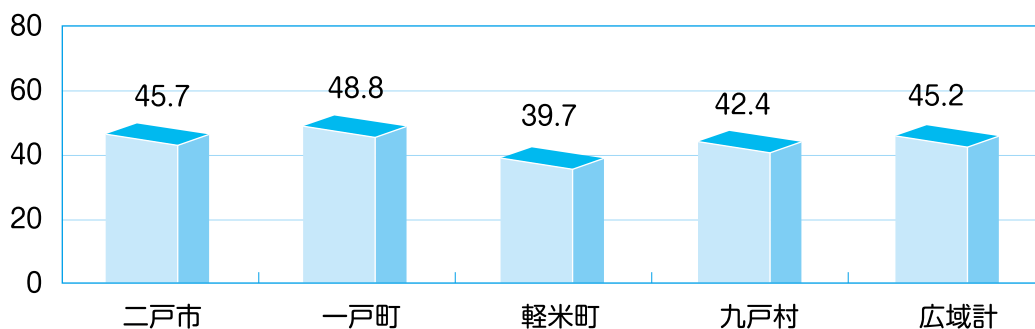
調査内容：要介護認定に至った経緯、今後の在宅・施設介護ニーズの意向
利用した（或いは将来利用する）サービスの利用目的とその満足度
介護保険制度に対する意見（自由記載）等

●調査概要

(単位：人)

	調査票送付者数	回答数	回答率
二戸広域計	500	226	45.2%
(二戸市)	234	107	45.7%
(一戸町)	129	63	48.8%
(軽米町)	78	31	39.7%
(九戸村)	59	25	42.4%

介護保険意識調査Ⅱ 回答率(%)





③ 介護保険意識調査Ⅲ

対象者：管内の第2号被保険者（満40歳から満64歳まで）

調査時期：平成26年8月8日から8月20日

調査数：約20,000人（総数）×1%≒200人

調査方法：対象者に調査表を郵送、記入後返送する方式

調査内容：現在の健康状態、健康への配慮の状況、介護保険制度の認知度

将来の介護保険利用（自身または家族）についての展望

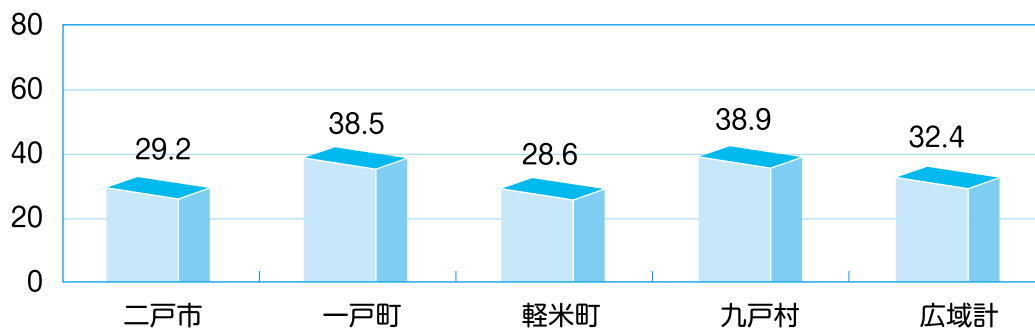
地域包括支援センターの認知度、介護保険への要望等

●調査概要（26年度）

（単位：人）

	調査票送付者数	回答数	回答率
二戸広域計	204	66	32.4%
（二戸市）	106	31	29.2%
（一戸町）	52	20	38.5%
（軽米町）	28	8	28.6%
（九戸村）	18	7	38.9%

介護保険意識調査Ⅲ 回答率(%)



④ 日常生活圏域高齢者二一ス調査

対象者：二戸広域管内の第1号被保険者（介護サービスの利用がない方）

1回目 約50%を抽出 2回目 約50%を抽出

調査時期：平成24年12月15日～平成25年1月31日（1回目：24年度）

調査数：約16,000人（総数）×50%≒7,849人

平成26年4月25日から5月9日まで（2回目：26年度）

調査数：約16,000人（総数）×50%≒7,780人

調査方法：対象者に調査表を郵送、記入後返送する方式

●第1回目（平成24年度）

（単位：人）

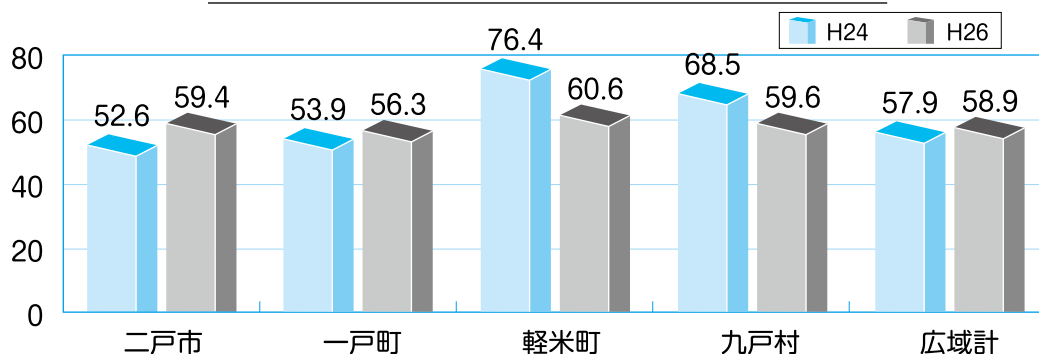
	調査票送付者数	回答数	回答率
二戸広域計	7,557	4,374	57.9%
（二戸市）	3,719	1,955	52.6%
（一戸町）	1,959	1,056	53.9%
（軽米町）	955	730	76.4%
（九戸村）	924	633	68.5%

●第2回目（平成26年度）

（単位：人）

	調査票送付者数	回答数	回答率
二戸広域計	7,780	4,584	58.9%
（二戸市）	3,704	2,200	59.4%
（一戸町）	1,782	1,003	56.3%
（軽米町）	1,351	819	60.6%
（九戸村）	943	562	59.6%

日常生活圏域高齢者二一ス調査 回答率(%)



第4章

介護保険サービスの今後の見込



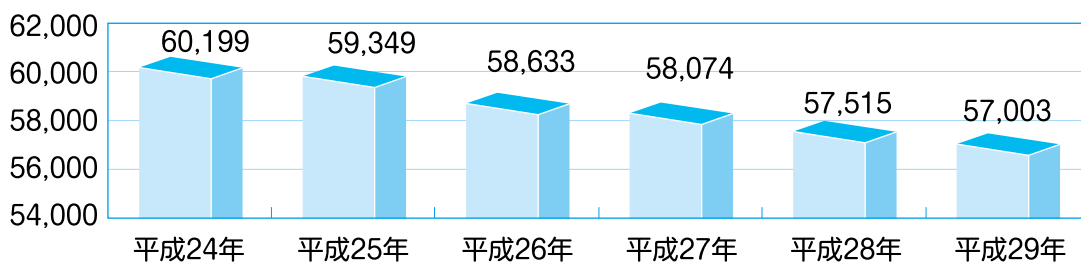


1 高齢者人口、要介護者数の見込

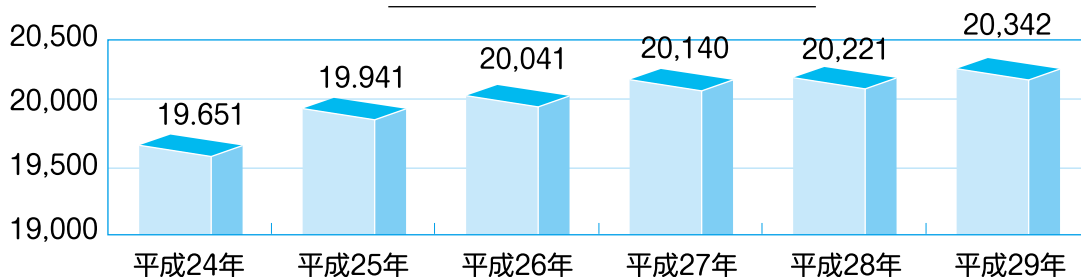
二戸広域管内では、第6期計画の最終年度（平成29年度）には高齢化率が約35.7%まで上昇する見込みです。

(1) 計画対象人口（65歳以上人口）の推計

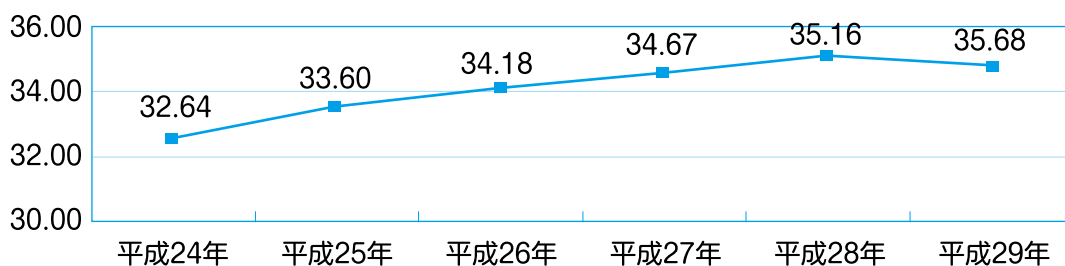
総人口の推計（人）



65歳以上人口の推計（人）



高齢化率の推移（%）



●計画対象人口の推移と見込み

（単位：人）

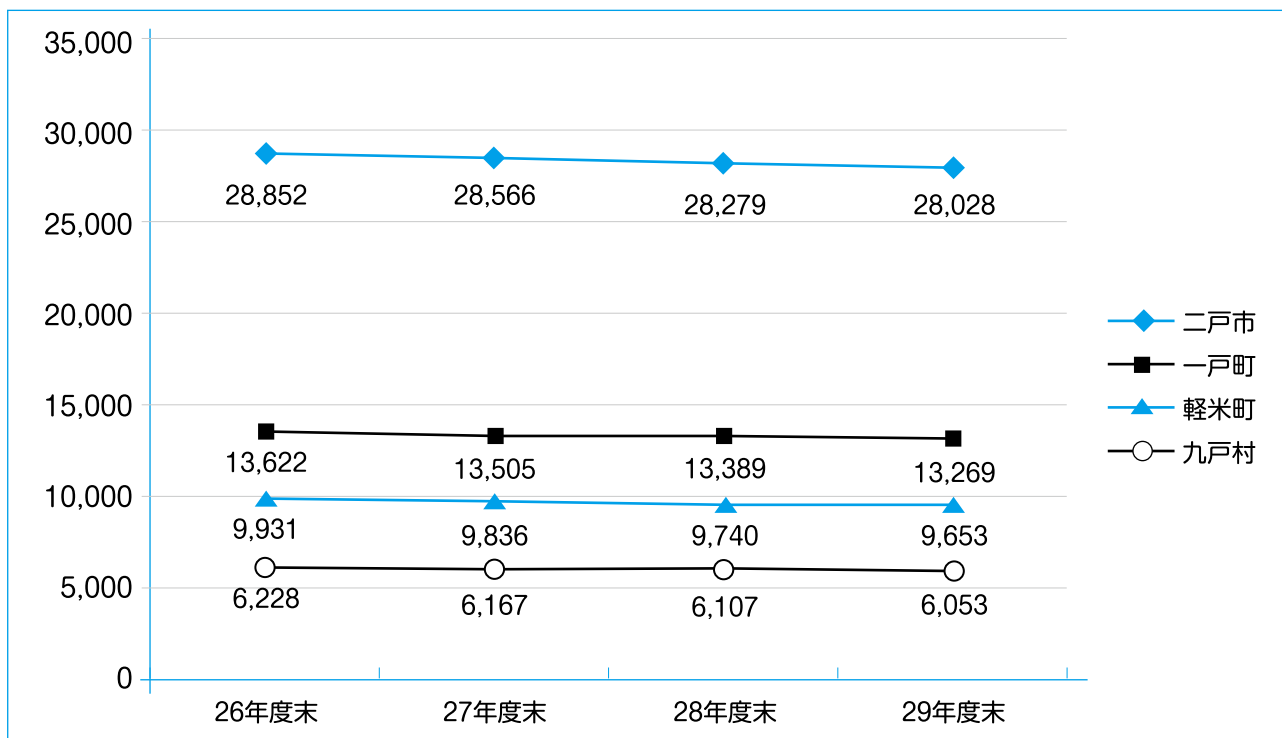
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	60,199	59,349	58,633	58,074	57,515	57,003
65歳以上	19,651	19,941	20,041	20,140	20,221	20,342
高齢化率	32.64%	33.60%	34.18%	34.67%	35.16%	35.68%

※事業状況報告書（25年までは年度末値、26年度は27年3月1日現在、27年以降は年度末値を広域で推計）

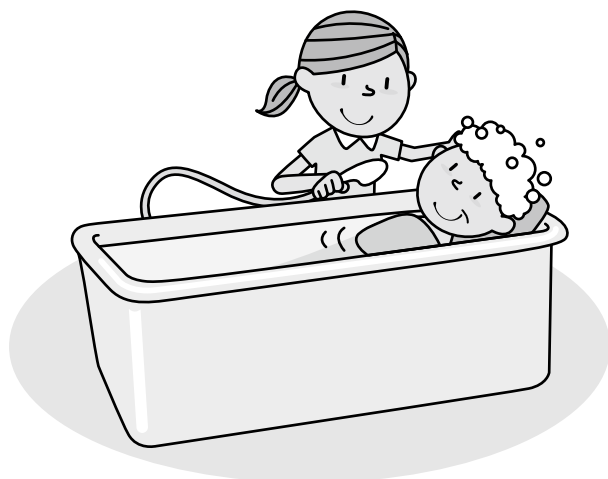
管内の総人口は減少傾向が続き、平成29年度末の総人口は約57,003人と見込んでいます。65歳以上の高齢者は増加し、平成29年度末の高齢化率は35.7%に達すると見込んでいます。

■管内市町村の人口推計

(単位：人)



※ 26年度は27年3月1日現在、27年以降は年度末値を広域で推計

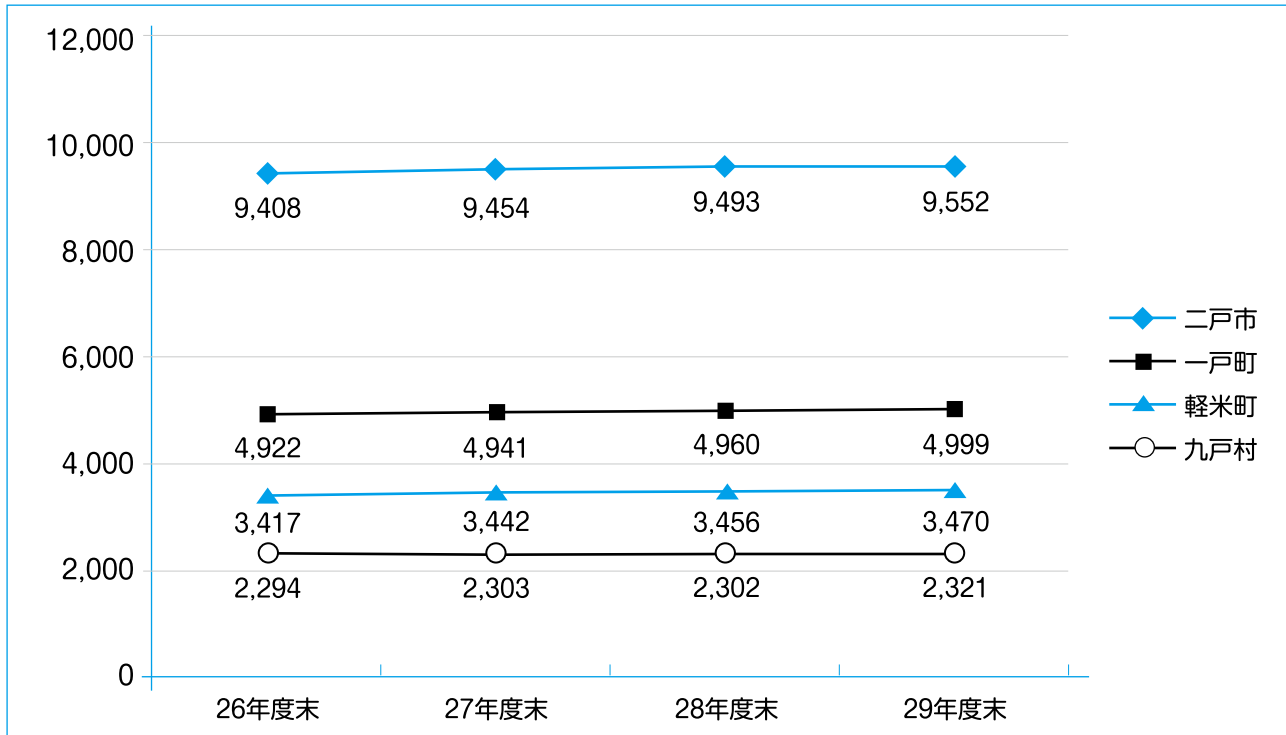




第4章 介護保険サービスの今後の見込

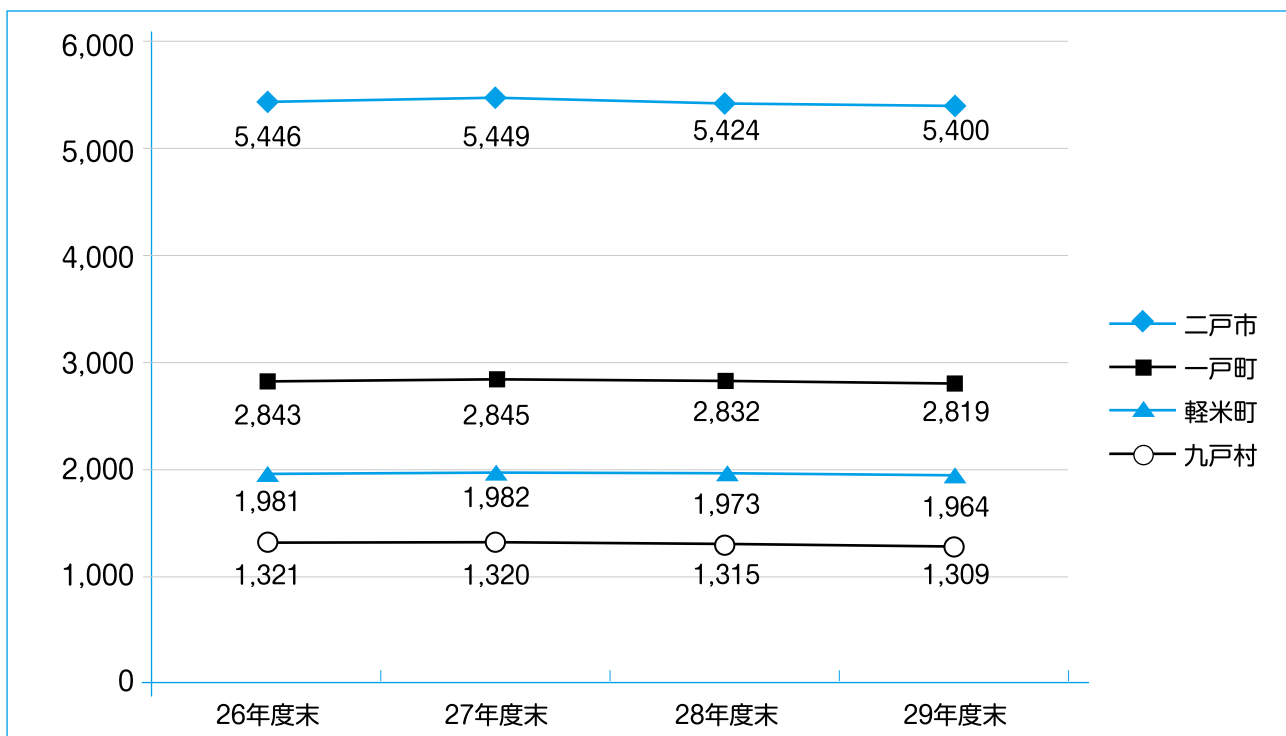
■管内市町村の高齢者数（65歳以上）の推計

(単位：人)



■管内市町村の後期高齢者（75歳以上）の推計

(単位：人)

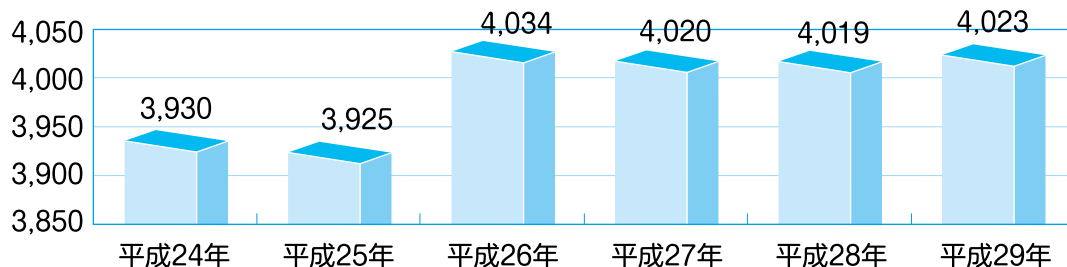


※ 26年度は27年3月1日現在、27年以降は年度末値を広域で推計

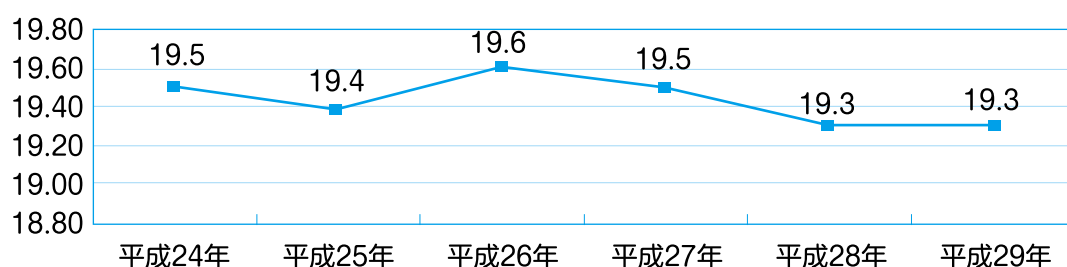
(2) 要介護（要支援）認定者の推計

要介護（要支援）の認定者数について、平成24年度は3,930人であった認定者は、平成26年度をピークに、平成29年度には4,023人となる見込みです。また、認定者の9割以上が75歳以上の後期高齢者です。

要介護・要支援認定者の総数推計（人）



認定率の推移（%）



● 1号被保険者の介護度別要介護（要支援）認定者の推移と見込み

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
65歳以上	19,639	19,885	20,041	20,140	20,221	20,342
75歳以上	11,494	11,622	11,591	11,597	11,544	11,492
認定者数計	3,803	3,820	3,923	3,923	3,925	3,930
（要支援1）	354	347	382	361	360	365
（要支援2）	505	457	456	448	434	424
（要介護1）	541	565	592	611	624	637
（要介護2）	693	695	760	759	780	801
（要介護3）	592	623	598	628	618	607
（要介護4）	725	727	720	705	704	696
（要介護5）	393	406	415	411	405	400
認定率	19.5%	19.4%	19.6%	19.5%	19.3%	19.3%

※事業状況報告書（平成24年から25年は年度末値、26年度は26年12月値、27年度以降は広域で推計）



2 介護サービスの見込

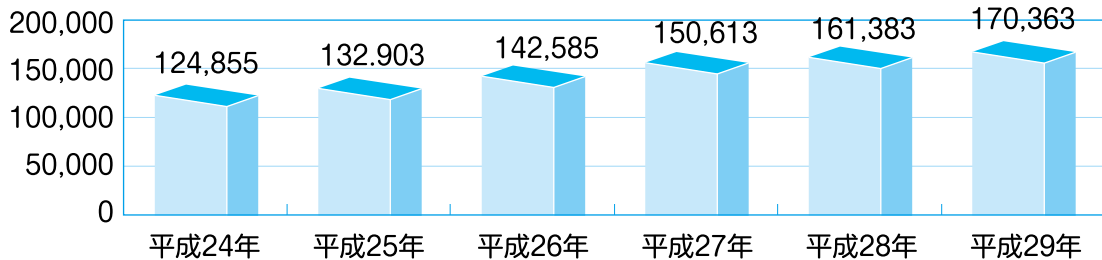
※全て平成24年度から25年度は年度末値、26年度以降は広域で推計

(1) 居宅サービスの利用状況の推計

① 訪問介護

訪問介護員等が要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護（「身体介護」）、調理・買い物・掃除・その他の日常生活の世話（「生活援助」）を行うサービスです。

訪問介護サービスの推計（回/年）



●訪問介護サービスの推移と利用見込み

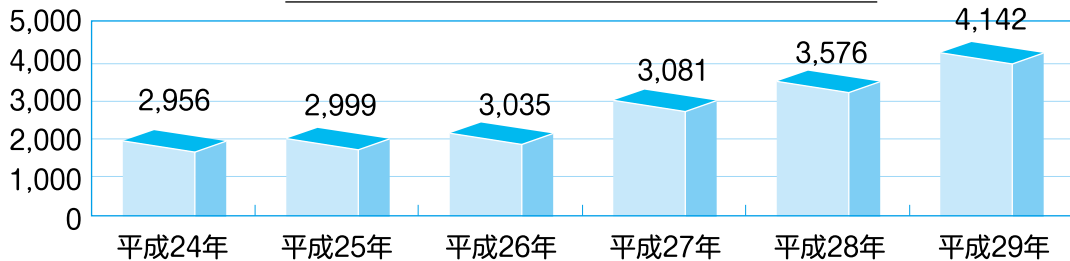
（単位：回/年）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	123,380	131,348	140,980	150,613	159,679	170,363
予防	1,475	1,555	1,605	1,656	1,704	0

② 訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

訪問入浴介護サービスの推計（回/年）



●訪問入浴介護サービスの推移と見込み

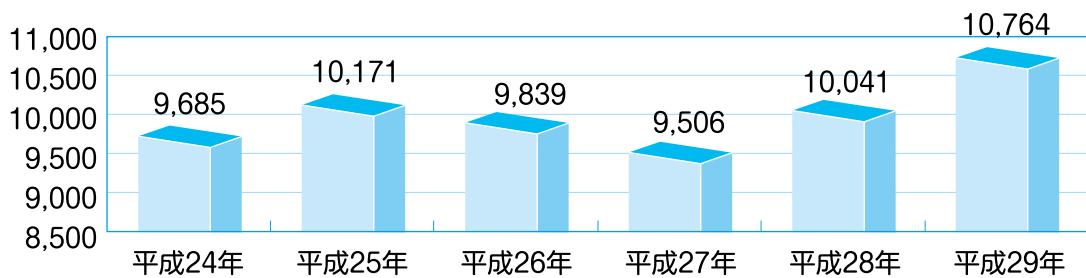
（単位：回/年）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	2,923	2,989	3,034	3,080	3,574	4,140
予防	33	10	1	1	2	2

③ 訪問看護

看護師や保健師等が要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、かかりつけ医の指示に基づいて、療養生活上の世話や必要な診療補助となる看護を行うサービスです。

訪問看護サービスの推計 (回/年)



●訪問看護サービスの推移と見込み

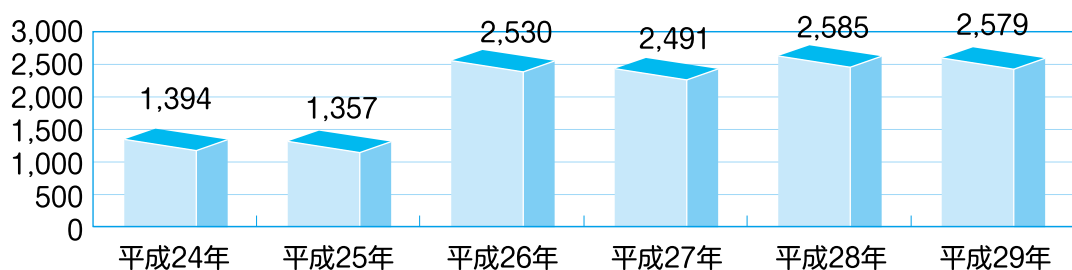
(単位：回/年)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	8,763	9,055	8,644	8,232	8,711	9,326
予防	922	1,116	1,195	1,274	1,330	1,438

④ 訪問リハビリテーション

日常生活の自立支援を目的に理学療法士、作業療法士、看護師等の機能回復訓練（リハビリ）の専門家が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

訪問リハビリテーションサービスの推計 (回/年)



●訪問リハビリテーションサービスの推移と見込み

(単位：回/年)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	1,290	945	2,240	2,323	2,393	2,464
予防	104	412	290	168	192	115

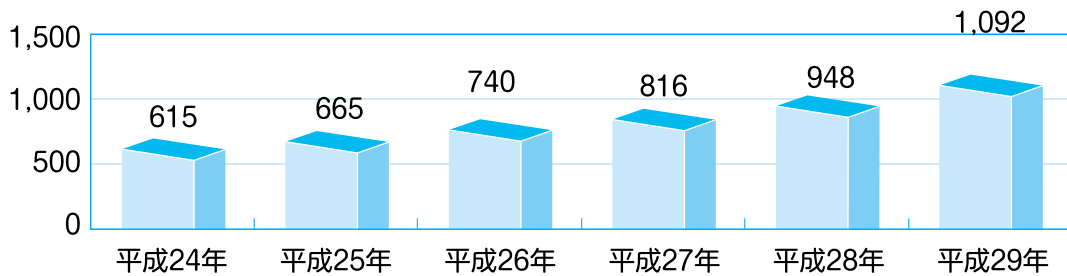


第4章 介護保険サービスの今後の見込

⑤ 居宅療養管理指導

病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師等が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行うサービスです。

居宅療養管理指導サービスの推計（人/年）



●居宅療養管理指導サービスの推移と見込み

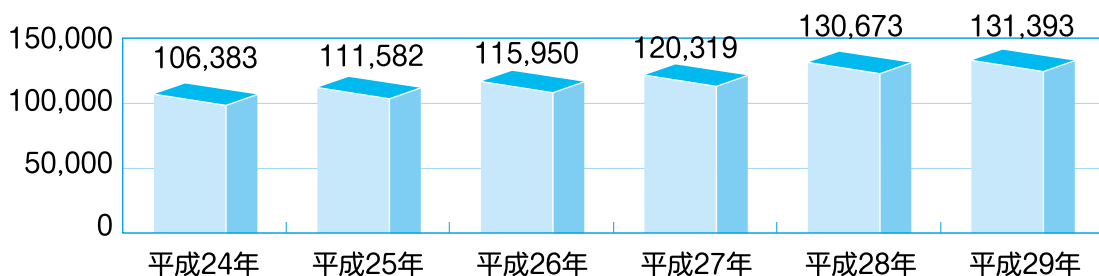
（単位：人/年）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	583	635	707	780	900	1,032
予防	32	30	33	36	48	60

⑥ 通所介護（デイサービス）

自家用車や送迎バスでデイサービスセンター等において、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

通所介護サービスの推計（回/年）



●通所介護サービスの推移と見込み

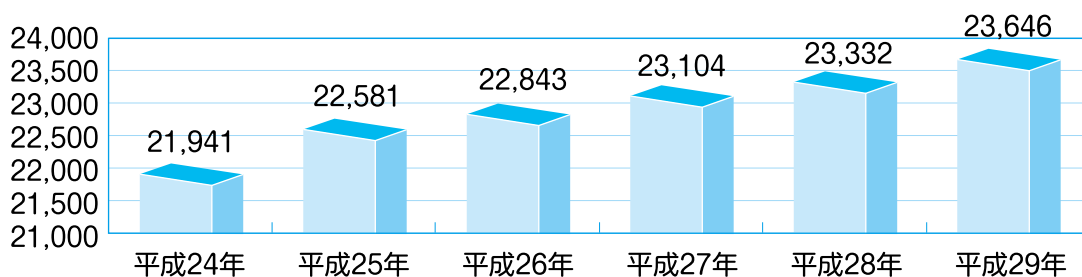
（単位：回/年）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	101,239	106,315	110,539	114,763	125,117	131,393
予防	5,144	5,267	5,411	5,556	5,556	0

⑦ 通所リハビリテーション

日常生活の自立支援等を目的に、介護老人保健施設や病院・診療所等において、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

通所リハビリテーションサービスの推計（回/年）



●通所リハビリテーションサービスの推移と見込み

（単位：回/年）

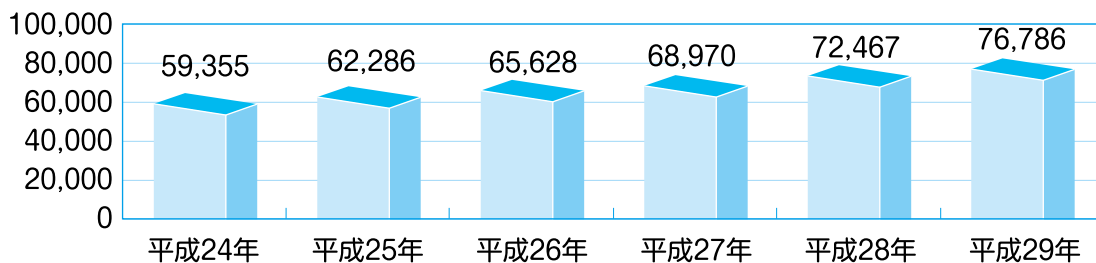
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	20,473	21,100	21,358	21,616	21,844	22,158
予防	1,468	1,481	1,485	1,488	1,488	1,488

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等において、短期の入所を受け入れ、入浴・排せつ・食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスを行います。

サービスの対象者は、寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している家族の疾病、冠婚葬祭、出張、介護疲れ等ため、または家族の身体的・精神的な負担の軽減等により、一時的に介護を受けられない人が対象となります。

短期入所生活介護サービスの推移（日/年）



●短期入所生活介護サービスの推移と見込み

（単位：日/年）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	58,885	61,866	64,984	68,102	71,584	75,888
予防	470	420	644	868	883	898

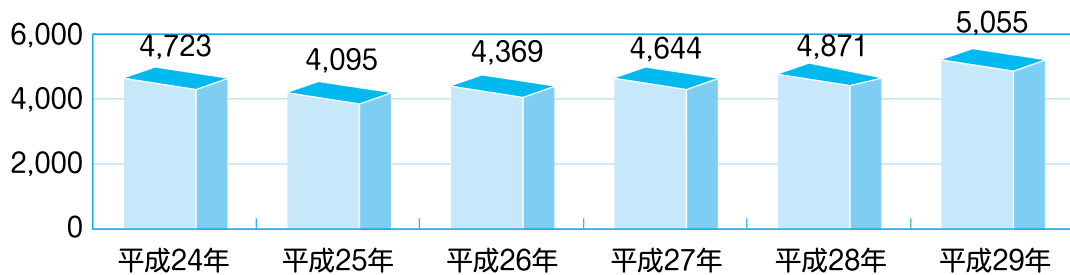


第4章 介護保険サービスの今後の見込

⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や病院等において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を行うサービスです。

短期入所療養介護サービスの推計（日/年）



●短期入所療養介護サービスの推移と見込み

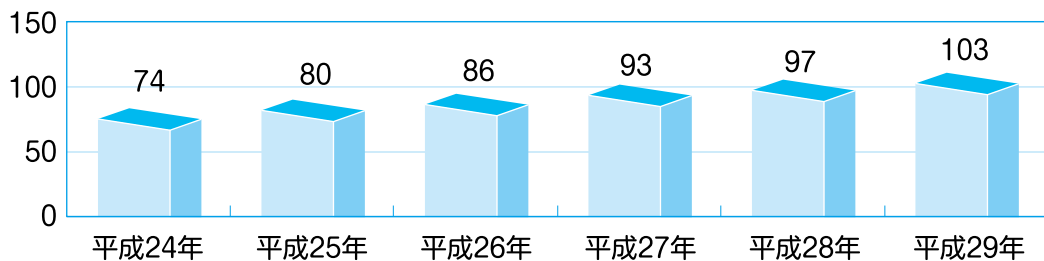
（単位：日/年）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	4,695	4,003	4,183	4,364	4,504	4,697
予防	28	92	186	280	367	358

⑩ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスに入居の要介護者が、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事など日常生活の介護や機能訓練を行い、能力に応じた生活が可能となるよう支援するサービスです。なお、入居定員が29人以下である場合は、地域密着型施設扱いです。

特定施設入居者介護サービス給付額の推計（人）



●特定施設入居者生活介護サービスの推移と見込み

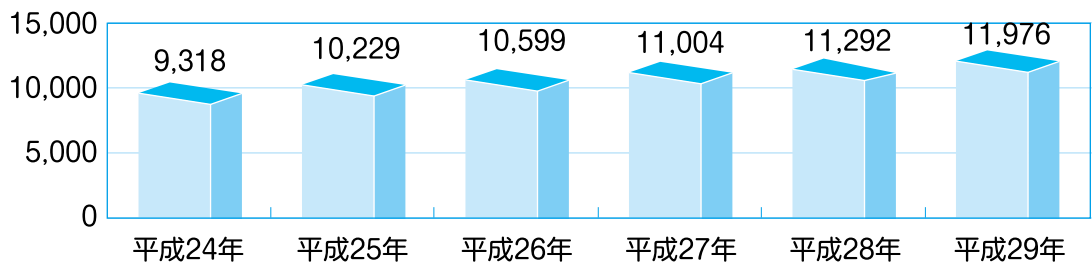
（単位：人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	74	80	86	93	97	103
予防	8	6	7	9	9	9

⑪ 福祉用具貸与

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえなどについて要介護（要支援）認定者に対して貸出を行っています。

福祉用具貸与サービスの推計（人/年）



●福祉用具貸与サービスの推移と見込み

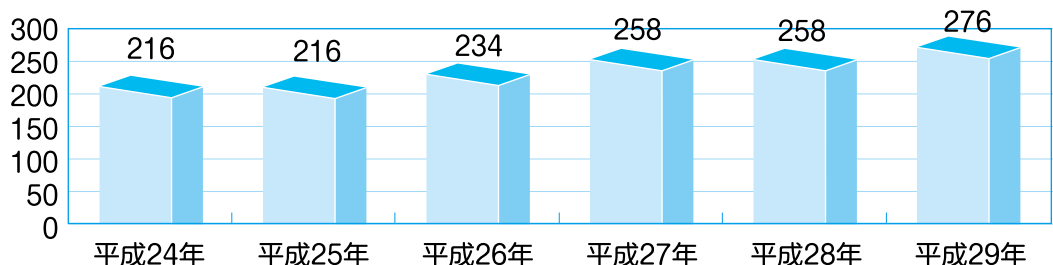
（単位：人/年）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	8,531	9,246	9,651	10,056	10,320	10,944
予防	787	983	948	948	972	1,032

⑫ 特定福祉用具販売

腰掛便座、入浴補助用具など5種類について、購入費の支給を行っています。利用者がいったん全額実費で負担した後に支給する償還払いと、利用者がはじめから1割を負担し、残りを業者に支払う受領委任払いを行っています。

特定福祉用具販売サービスの推計（人/年）



●特定福祉用具販売サービスの推移と見込み

（単位：人/年）

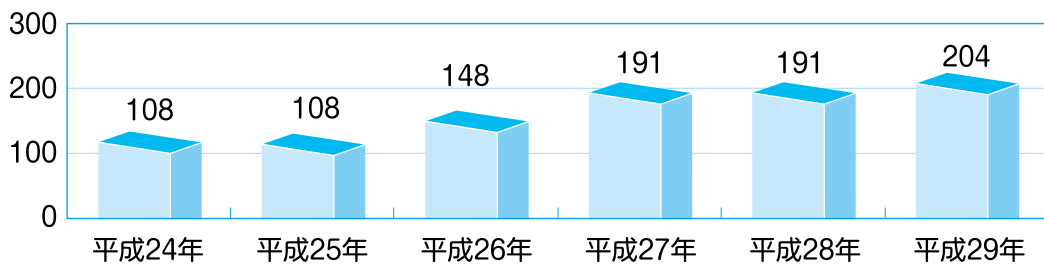
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	180	180	204	228	228	252
予防	36	36	30	24	24	24



⑬ 住宅改修

自宅の廊下やトイレ等に手すりの取り付けや、段差を解消した場合等の住宅改修にかかった費用を支給しています。利用者がいったん全額実費で負担した後、支給する償還払いと、利用者がはじめから1割を負担し、残りを業者に支払う受領委任払いを行っています。

住宅改修サービスの推計 (人/年)



●住宅改修サービスの推移と見込み

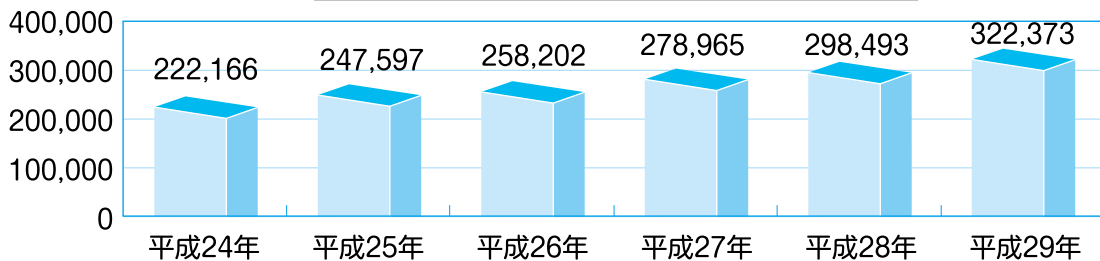
(単位：人/年)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	84	84	126	168	168	180
予防	24	24	23	23	23	24

⑭ 居宅介護・予防支援

介護支援専門員（ケアマネージャー）は要介護（要支援）認定者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて認定者の選択に基づき、適切な居宅介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、居宅サービスの種類や回数などに関する介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、提供するサービスを確保するために事業者などとの連携・調整を行うサービスです。

居宅介護支援サービスの推計 (人/年)



●居宅介護支援サービスの推移と見込み

(単位：人/年)

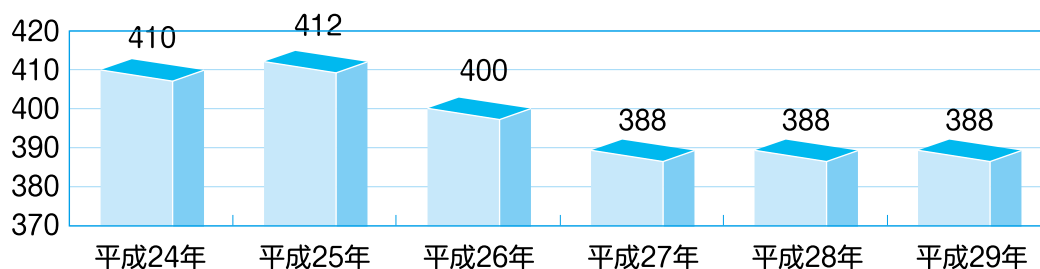
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護	18,806	19,611	20,059	20,508	20,832	20,868
予防	7,512	7,732	7,760	7,788	8,316	8,412

(2) 施設サービスの利用状況と推計

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護認定者等を対象として、介護サービス（施設サービスの基準により行われる入浴、食事の世話等）を提供します。

介護老人福祉施設サービスの推計（人）



●介護老人福祉施設サービスの推移と見込み

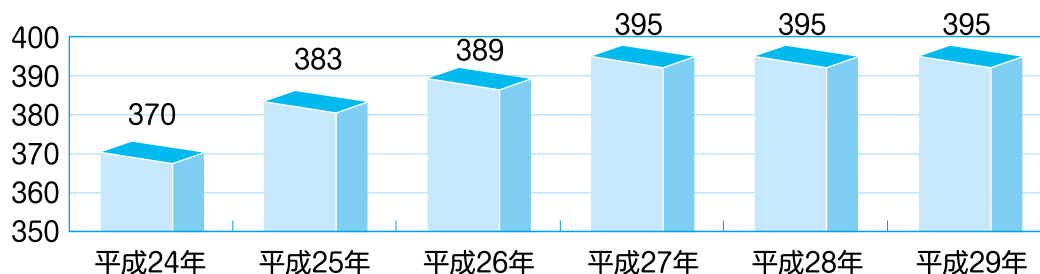
（単位：人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	410	412	400	388	388	388

② 介護老人保健施設

介護保険施設とは、症状が安定した要介護認定者等に対して、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

介護老人保健施設サービスの推計（人）



●介護老人保健施設サービスの推移と見込み

（単位：人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	370	383	389	395	395	395

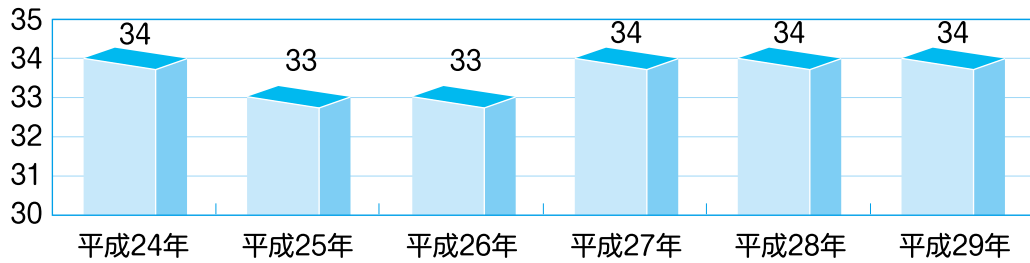


③ 介護療養型医療施設

入院医療を必要とする等介護者に対して、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

なお、管内には該当の施設がなく、サービスの利用は盛岡市や八戸市などの管外に限られています。また、国の方針で将来的には廃止となる見込みのため、第6期において新たに整備する予定もありません。

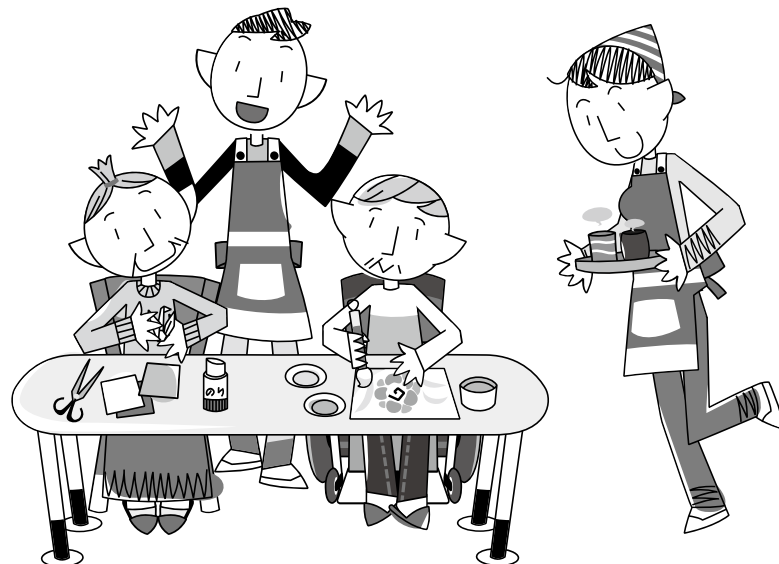
介護療養型医療施設サービスの推計（人）



●介護療養型施設サービスの推移と見込み

（単位：人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	34	33	33	34	34	34



(3) 地域密着型サービスの推計

高齢者が要介護の状態となっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続するため、要介護者本人の日常生活圏域内で利用したいサービス提供の拠点を確保するものです。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うものです。

なお、二戸広域では、夜間対応が可能なヘルパーの確保、要介護者が山間部にも点在している地域性など課題が多く、該当サービスを提供する事業者についても見通しが立っていないことから、実績はないものです。今後、この地域にふさわしいありかたについて検討を進めます。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(単位：人)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	実績なし	実績なし	実績なし	未定	未定	未定

② 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護です。

なお、二戸広域管内には該当サービスを提供する事業者がなく、新規開設も見込めないことから、平成27年度以降を「未定」としています。

●夜間対応型訪問介護サービスの推移と見込み

(単位：人)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	実績なし	実績なし	実績なし	未定	未定	未定

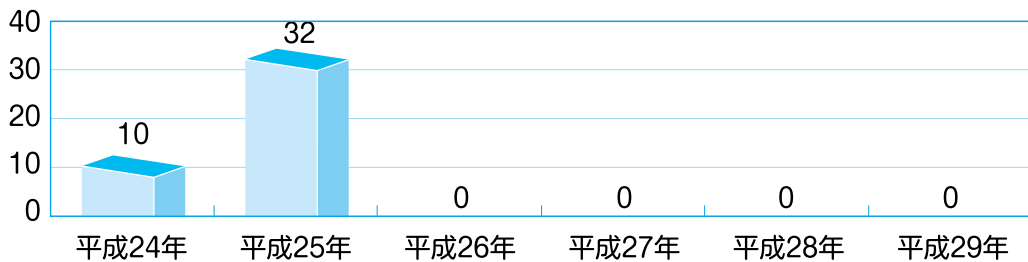


第4章 介護保険サービスの今後の見込

③ 認知症対応型通所介護

入浴・食事等のサービスだけでなく、日常生活を通じた機能訓練等が含まれているサービスで、認知症を有する人が対象となります。

認知症対応型通所介護サービスの推計 (回/年)



●認知症対応型通所介護サービスの推移と見込み

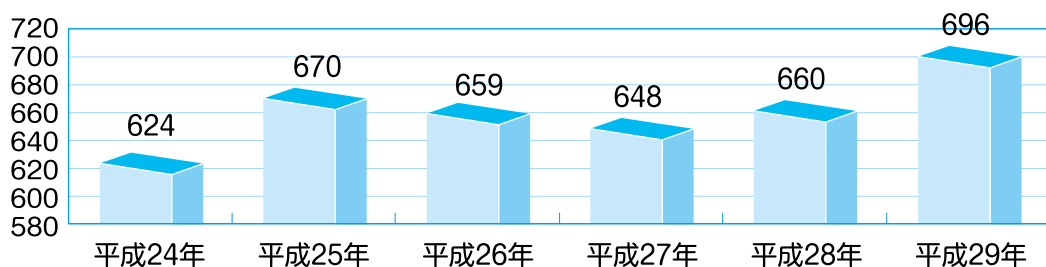
(単位：回/年)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	10	32	0	0	0	0

④ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心としますが、利用者の希望により「泊まり」や「訪問」も行うサービスです。

小規模多機能型居宅介護サービスの推計 (人/年)



●小規模多機能型居宅介護の推移と見込み

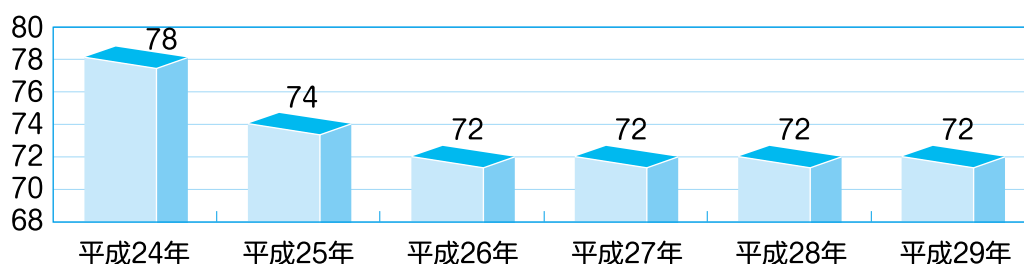
(単位：人/年)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	624	670	659	648	660	696

⑤ 認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護（要支援）認定者を共同で生活できる場（住居施設）において受け入れ、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを行います。

認知症対応型共同生活介護サービスの推計（人）



●認知症対応型共同生活介護の推移と見込み

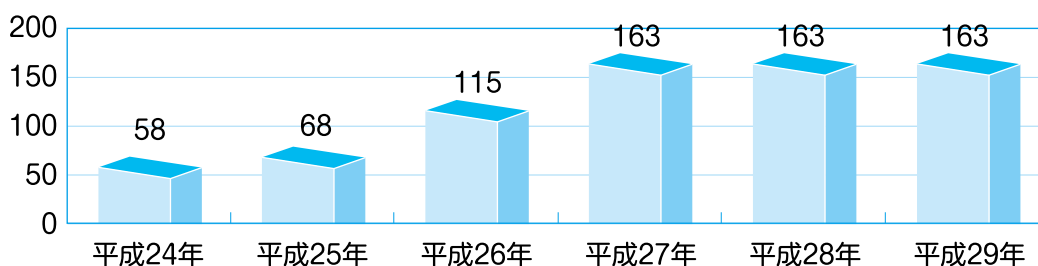
（単位：人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	78	74	72	72	72	72

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス（軽費老人ホーム）等（定員が29人以下）に入所している要介護（要支援）認定者が利用の対象となり、特定施設サービス計画に基づいて入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の介護を行うサービスです。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの推計（人）



●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の推移と見込み

（単位：人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	58	68	115	163	163	163



⑦ 看護小規模多機能型居宅介護

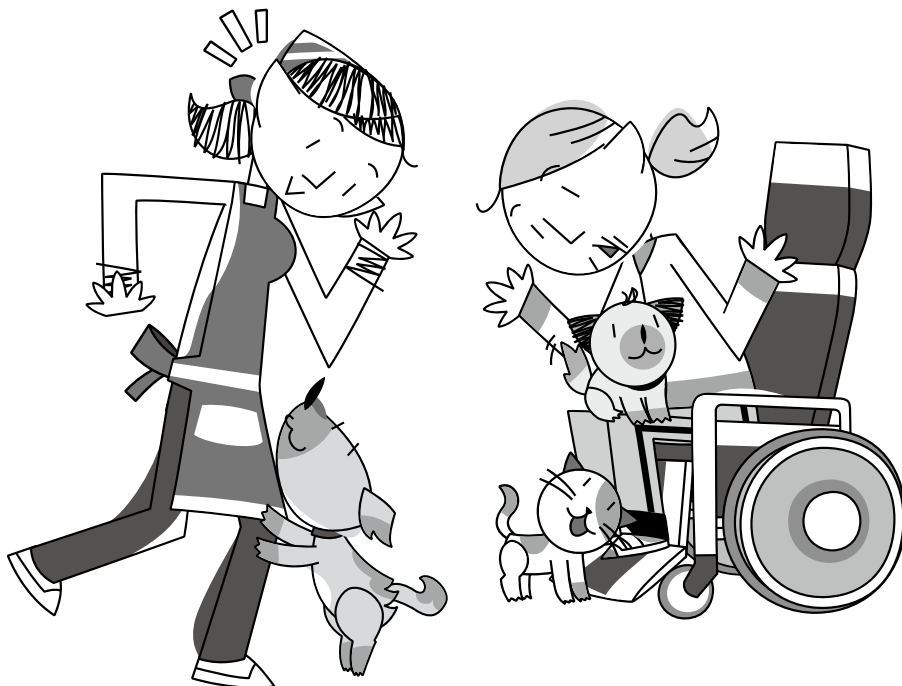
小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせ、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行うサービスです。

新規開設が見込めないことから、推計値については、平成27年度以降は「未定」としています。

●看護小規模多機能型居宅介護の推移と見込み

(単位：人/年)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
必要量	実績なし	実績なし	実績なし	未定	未定	未定



(4) 施設整備の状況

要介護者の重度化、施設入所者希望者の増加に対応するための施設・居住系サービスの整備計画については以下のとおりです。

なお、二戸広域管内の施設整備については、構成市町村間での公平化が図られるよう1ベッドあたりの高齢者数を基準としています。

市町村間の公平化については、平成23年度に前倒しで地域密着型特別養護老人ホーム29床を整備した九戸村の1床あたり高齢者数を参考に、他の市町村がほぼ同様の数値となるよう按分したものとしています。

●各市町村高齢者人口とベッド数

(単位：床)

	平成23年度末 のベッド数	第5期計画 期間中増床数	第5期末 ベッド数計	H26年度末 高齢者人口	1床あたり 高齢者数
二戸市	455	69	524	9,408人	17.95人
一戸町	254	27	281	4,922人	17.52人
軽米町	207	0	207	3,417人	16.51人
九戸村	130	0	130	2,294人	17.65人
広域計	1,047	96	1,143	20,042人	17.53人

※ベッド数は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）、特定施設、の合計

●施設・居住系のサービスの整備

(単位：床)

	【第6期計画期間】			
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
介護給付サービス分				
・介護老人福祉施設	366	366	366	366
・介護老人保健施設	300	300	300	300
・特定施設入居者生活介護	56	56	56	56
・特定施設入居者生活介護（外部利用型）	20	20	20	20
介護予防給付サービス分				
・介護予防特定施設入居者生活介護	20	20	20	20
・介護予防特定施設入居者生活介護（外部型）	10	10	10	10
地域密着型サービス分				
・グループホーム	72	72	72	72
・地域密着型介護老人福祉施設	163	163	163	163



第4章 介護保険サービスの今後の見込

§ 参考 §

●介護保険事業の体系

介護給付サービス	居宅サービス	訪問介護
		訪問入浴介護
		訪問看護
		訪問リハビリテーション
		居宅療養管理指導
		通所介護
		通所リハビリテーション
		短期入所生活介護
		短期入所療養介護
		特定施設入居者生活介護
		福祉用具貸与
		特定福祉用具販売
		住宅改修
		居宅介護支援
	施設サービス	介護老人福祉施設
		介護老人保健施設
		介護療養型医療施設
	地域密着型サービス	24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		夜間対応型訪問介護
		認知症対応型通所介護
通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
看護小規模多機能型居宅介護		
予防給付サービス	居宅サービス	介護予防訪問介護
		介護予防訪問入浴介護
		介護予防訪問看護
		介護予防訪問リハビリテーション
		介護予防居宅療養管理指導
		介護予防通所介護
		介護予防通所リハビリテーション
		介護予防短期入所生活介護
		介護予防短期入所療養介護
		介護予防特定施設入居者生活介護
		介護予防福祉用具貸与
		介護予防特定福祉用具販売
		介護予防住宅改修
		介護予防支援
	地域密着型サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護
		介護予防認知症対応型通所介護
		介護予防認知症対応型共同生活介護
地域支援事業	介護予防事業・包括的支援事業・任意事業	
	地域保健福祉活動支援事業	

3 介護予防事業（地域支援事業）

地域支援事業は、平成18年度の制度改正により創設され、高齢者が要支援・要介護状態になる前の予防の推進に重点をおいたものです。

支援が必要と認められる高齢者を対象として、生活機能の低下の防止を目的として状態に応じた事業を実施します。

なお、事業については、行政各分野での事業と重複するものは統合し、スケジュールや参加対象者などを整理したうえで効率的な実施となるよう検討します。

(1) 基本となる事業について

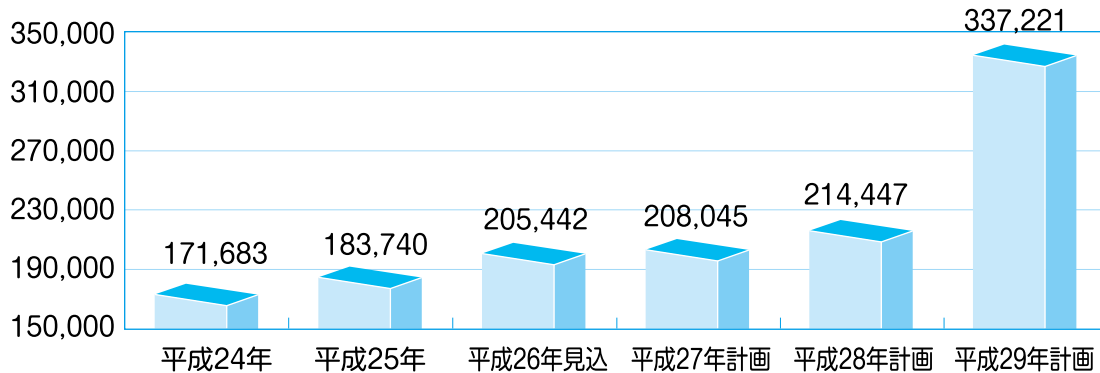
地 域 支 援 事 業	介 護 予 防 事 業		【介護予防二次予防事業】 ①二次予防事業対象者把握事業 ②通所型介護予防事業 ・運動器の機能向上事業 ・栄養改善事業 ・口腔機能の向上機能 ③訪問介護型予防事業 ・配食サービス ・閉じこもり・うつ認知症予防支援事業 ④介護予防二次予防事業評価事業 【介護予防一次予防事業】 ①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③介護予防一次予防事業評価事業
	包括的 支援 事業	地域包括 支援 センター	①介護予防ケアマネジメント事業（保健師等） ②総合相談支援事業（社会福祉士） ③権利擁護事業（社会福祉士） ④包括的ケアマネジメント事業（主任ケアマネジャー）
	任意事業	構成 市町村	【地域の特性を活かした事業展開】 ①介護給付等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業
	地域保健福祉活動支援事業		



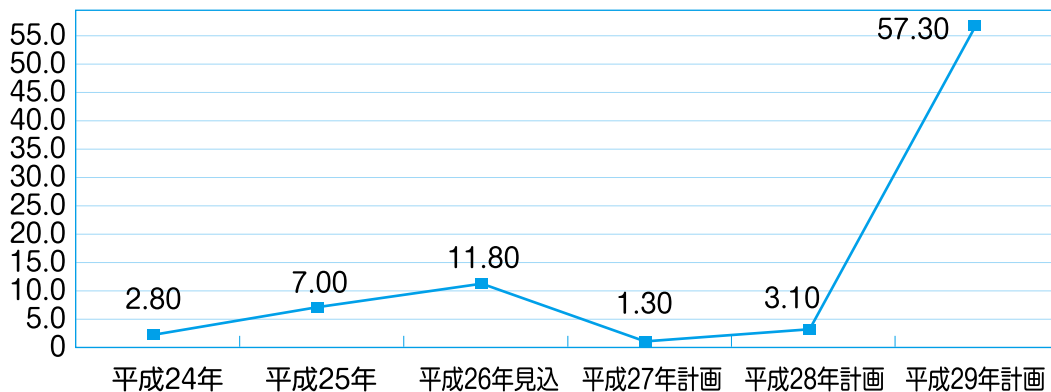
第4章 介護保険サービスの今後の見込

平成29年4月からは新総合事業として、予防給付の訪問介護、通所介護サービスが市町村の地域支援事業へ移行することになります。

地域支援事業費（総額）の実績と第6期の見込み（千円）



対給付費割合の実績と第6期の見込み（%）



（2）介護予防事業

① 「二次予防事業対象者」把握事業

効果的な介護予防を推進するため、全ての高齢者を対象に、生活機能評価、基本チェックリスト、日常生活圏域高齢者ニーズ調査等を実施し、その他施策に関する情報収集等により、要介護・要支援状態になる可能性が高いと考えられる高齢者（「二次予防事業対象者」）を把握します。

② 通所型介護予防事業 ※平成29年3月までに新総合事業へ移行

介護予防ケアマネジメントにより、介護予防事業に参加することが望ましいとされた二次予防事業対象者に対し、以下の事業を実施します。

I. 運動器の機能向上事業

加齢、病気、ケガなどにより日常生活における基本的な動作または歩行等の運動機能が低下している高齢者に対し、転倒予防の運動、ゲーム、レクリエーションなどを通して機能の維持、向上に努めます。

II. 栄養改善事業

低栄養状態、もしくは今後低栄養状態になる可能性がある高齢者に対し、適切な食生活を指導して、栄養状態の改善と生活機能の維持増進を図ります。

III. 口腔機能の向上事業

嚙むこと、飲み込みなど口腔機能が低下している高齢者に対して、機能向上のための講座や口腔ケアの指導を行い、効果的な口腔内の衛生管理に努めます。

③ 訪問型介護予防事業 ※平成29年3月までに新総合事業へ移行

心身の状態により通所型の事業に参加することが困難な二次予防事業対象者に対し、保健師等が訪問して相談や必要な指導を行います。

I. 配食サービス

在宅で生活する高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、食事を届ける（配食）ことで、心身の状況や生活環境を把握しています。

II. 閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業

通所型事業に参加が困難な高齢者に対し、保健師などが自宅を訪問し、生活機能に関する課題を総合的に把握したうえで相談や必要な指導を行います。

④ 二次予防事業評価事業

二次予防事業対象者の把握率、プログラム参加率、プログラム参加者の機能改善率などの目標値について、その達成状況を検証し、対象者の把握方法を含めて二次予防事業の実績評価を行います。



⑤ 一次予防事業

A) 介護予防普及啓発事業

介護予防のための取り組みを日常生活の中に定着させ、地域や個人の自主的な活動の支援に向けた講演会、相談会、介護予防教室の開催、パンフレットの作成やホームページや広報誌による広報活動を行い、介護予防に関する知識の普及・啓発に努めます。

B) 地域介護予防活動支援事業

高齢者の地域での自発的な介護予防への取り組みを促し、また支援するため、介護予防に関するボランティア人材を育成するための研修会、地域で介護予防に資する活動に取り組んでいる組織に対する講師の派遣などの事業を実施します。

C) 一次予防事業評価事業

事業参加率などの目標値について、その達成状況を検証し、一次予防事業の実績評価を行います。

D) 日常生活圏域高齢者ニーズ調査

要介護・要支援状態になる前の高齢者を対象に、それぞれの健康状態や生活の状況、生活環境、社会的交流などの実態を把握するため、アンケートを実施し、日常生活圏域ごとの高齢者見守り施策や福祉サービスの展開のための基礎資料とします。

(3) 包括的支援事業

A) 地域包括支援センター

各市町村に設置されている地域包括支援センターを中核として高齢者に対する支援を一体的に実施し、地域の高齢者の心身の健康維持と安定した生活のための支援を包括的に行うこととしており、各市町村に1箇所の設置を維持します。併せて、総合支援窓口としての活動や役割の周知徹底を図ります。

① 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者（要介護・要支援状態になる可能性が高い高齢者）に対し、介護予防事業の活用及び予防給付に関する介護予防ケアマネジメントを一体的に実施して要介護、要支援状態への進行リスクの軽減、生活機能の維持向上を図ります。

② 総合相談事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の高齢者の実態把握や介護保険サービス、市町村が実施する介護保険外の生活支援サービス等を調整する総合的な相談支援を行います。

③ 権利擁護事業

認知症高齢者が増加傾向にあり、独居（ひとり暮らし）高齢者も増加していることから、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の活用、市民後見人の養成など、高齢者の権利擁護を支援する施策の充実強化を図ります。また、高齢者への虐待について、その防止策や対応策の充実を図り権利擁護の意識を高めます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医や介護支援専門員（ケアマネジャー）など他職種との協働や地域の関係機関との連携を強め、高齢者個々の状態や変化に応じた長期的で包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行います。

B) 地域包括支援センター運営協議会

センターの設置に関すること、運営に関すること、職員確保の助言に関すること、地域包括ケアシステムに関すること等を議題とし、公正中立を確保し円滑で適正な運営が行われるよう、地域包括支援センター運営協議会を定期的を開催します。

(4) 任意事業

地域（日常生活圏域）の実情に応じて要介護・要支援の方やその介護者（家族）に対し、在宅での自立した日常生活を継続するための支援事業を実施します。

① 家族介護支援事業

要介護者を在宅で介護している家族に対し、介護に関する知識や介護技術の習得を目的とした家族介護教室や家族交流会の開催、必要な介護用品の支給や介護慰労金の支給などについて継続して実施し、介護者の精神的・肉体的な負担の軽減を図ります。営が行われるよう、地域包括支援センター運営協議会を定期的を開催します。



② その他の事業

成年後見が必要な認知症高齢者について、市町村長による後見申立の支援や市民後見人が行う支援申立に係る費用の助成、成年後見制度の普及啓発に努めます。

市民後見人の育成・登録についての支援を図り、見守り、相談、後見の実施までを一貫して担う包括的な体制づくりに努めます。

(5) 地域保健福祉活動支援事業

事業実施団体は増加傾向にあることから、第6期期間においても継続・発展させていくため、関係機関と協力しながら地域における自主的な介護予防活動の取り組みを支援します。



介護給付費の推計

単位：千円

【介護】	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス	2,522,018	2,607,754	2,663,827	2,713,106
訪問介護	406,485	422,744	431,199	437,667
訪問入浴介護	34,216	34,558	34,731	34,904
訪問看護	44,709	44,709	45,156	45,607
訪問リハビリテーション	19,385	20,161	20,665	21,181
居宅療養管理指導	4,724	4,913	5,110	5,314
通所介護	917,234	953,923	977,771	997,326
通所リハビリテーション	184,819	194,060	199,882	205,879
短期入所生活介護	548,012	556,232	564,575	573,044
短期入所療養介護（老健）	31,537	35,322	37,088	38,942
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	127,804	132,916	136,239	139,645
特定福祉用具購入費	4,632	4,748	4,843	4,915
住宅改修費	9,205	9,481	9,671	9,816
特定施設入居者生活介護	189,256	193,987	196,897	198,866
(2) 地域密着型サービス	798,548	848,715	856,057	860,956
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	120,719	122,530	123,755	124,992
認知症対応型共同生活介護	225,875	229,036	230,181	231,332
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	13,675	13,675	13,675
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	451,954	483,474	488,446	490,957
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護			0	0
(3) 施設サービス	2,510,550	2,556,803	2,569,587	2,582,435
介護老人福祉施設	1,155,718	1,178,833	1,184,727	1,190,650
介護老人保健施設	1,220,469	1,244,598	1,250,821	1,257,075
介護療養型医療施設 （平成32年度以降は転換施設）	134,363	133,372	134,039	134,710
(4) 居宅介護支援	302,705	311,786	318,022	322,792
介護給付費計①	6,133,821	6,325,058	6,407,493	6,479,289



第4章 介護保険サービスの今後の見込

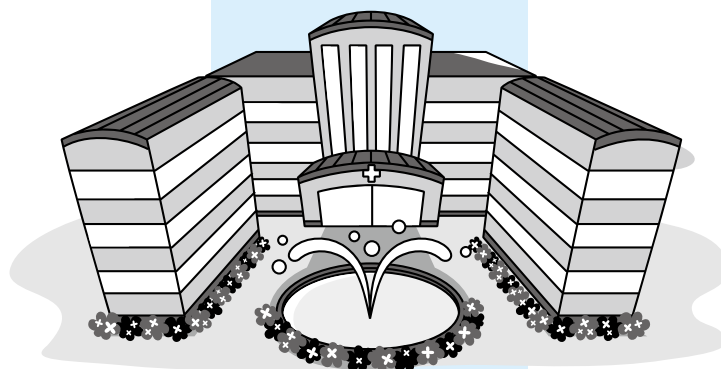
単位：千円

【介護予防】	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 介護予防サービス	264,274	271,167	275,474	181,114
介護予防訪問介護	24,687	25,180	25,432	12,716
介護予防訪問入浴介護	146	147	148	149
介護予防訪問看護	2,147	2,576	2,834	2,975
介護予防訪問リハビリテーション	2,648	2,780	2,808	2,822
介護予防居宅療養管理指導	321	326	327	329
介護予防通所介護	160,051	163,252	165,701	82,850
介護予防通所リハビリテーション	56,073	57,755	58,621	59,207
介護予防短期入所生活介護	2,153	2,584	2,713	2,849
介護予防短期入所療養介護（老健）	1,474	1,695	1,864	2,051
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,547	7,623	7,661	7,699
特定介護予防福祉用具購入費	1,448	1,477	1,492	1,507
介護予防住宅改修費	2,852	2,909	2,938	2,967
介護予防特定施設入居者生活介護	2,727	2,863	2,935	2,993
(2) 地域密着型介護予防サービス	1,333	3,953	3,966	3,980
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,333	1,353	1,366	1,380
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	2,600	2,600	2,600
介護予防地域密着型通所介護			0	0
(3) 介護予防支援	31,213	31,837	32,474	32,799
介護予防給付費計②	296,820	306,957	311,914	217,893

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総給付費合計③（①+②）	6,430,641	6,632,015	6,719,407	6,697,182
特定入所者介護サービス費等給付額	374,532	393,247	405,038	417,182
高額介護サービス費等給付額	128,981	132,206	134,849	136,872
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,005	7,215	7,359	7,470
審査支払手数料	7,430	7,504	7,579	7,655
その他給付費計④	517,948	540,172	554,825	569,179
総合計⑤（③+④）	6,948,589	7,172,187	7,274,232	7,266,361

第5章

第6期計画の保険料





1 第6期計画の保険料

平成25年度における二戸広域の1人あたりの居宅介護サービス費は年130万円で県内2番目、給付費総額でも年190万円と県内3番目に高い保険給付額となっています。

(1) 第6期計画期間の介護保険料（第1号被保険者）

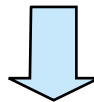
介護保険事業は、高齢者の介護を国・社会全体で支えていくという趣旨から成り立っている社会保障制度で、その財源は以下で構成されています。

（囲みは平成27年度から構成割合が変更になる部分）

- ・国からの交付金 25.0%
- ・県からの交付金 12.5%
- ・各市町村の負担金 12.5%
- ・第1号被保険者の保険料 **22%**
- ・第2号被保険者（満40歳から64歳）の保険料 **28%**

☆介護保険事業の財源構成（第5期）

第1号保険料 21%	第2号保険料 29%	国交付金 25%	県交付金 12.5%	市町村負担金 12.5%
---------------	---------------	-------------	---------------	-----------------



☆介護保険事業の財源構成（第6期）

第1号保険料 ※22%（変更）	第2号保険料 ※28%（変更）	国交付金 25%	県交付金 12.5%	市町村負担金 12.5%
--------------------	--------------------	-------------	---------------	-----------------

○第6期計画の介護

A) 第1号被保険者負担割合の引き上げ

第5期計画期間では、第1号被保険者（満65歳以上の高齢者）が介護保険料として負担する額の割合は、介護給付費全体の21%とされてきましたが、国の制度改正により、第6期からは22%へ引き上げられることになりました。

B) 給付費の総額

平成27年度以降も、これまでに引き続き高齢化の進行、要介護・要支援認定者の増加、介護サービス利用の増加を見込んでいることから、第6期計画期間の介護給付

費総額を約225億円と見込んでいます。

なお、この金額は、第5期計画の実績見込み約204億円と比較して約10%の増となっています。

(2) 保険料の抑制に向けて

・第6期計画の負担軽減策

第5期の第2段階を、第1段階に統合し、保険料率を0.5から0.45に引き下げました。

また、新たに所得金額が190万円以上の方を対象に第8段階、290万円以上の方を対象に第9段階を設定しました。

・介護給付費準備基金の活用（取り崩し）

介護保険制度では、年度ごとに余剰金が発生した場合は、将来における不測の事態に備えて準備基金として積み立てることであります。第6期計画では、これまでに積み立てた額、約1億円を全額取り崩して保険料の上昇幅を抑えることとしました。

・第6期計画の保険料（基準額）

介護給付費の総額が約10%増加する（高齢化の進展による介護保険サービス利用者の自然増、第5期の介護保険施設の整備によるベッド数の増など）見込みであること、介護保険事業における第1号被保険者の保険料負担割合が21%から22%に変更となったこと、第5期には県から交付された財政安定化基金（約1億1,800万円）が第6期にはないこと、第5期では約3億円取り崩した介護給付準備基金が約1億円に留まることなどから、第6期計画における介護保険料の基準額は、第5期と比較して975円上昇し、月額6,070円（年額72,800円）となりました。





2 各保険料段階の年額保険料

所得段階	対象となる方	負担割合	年額(円)
第1段階	①生活保護受給の方 ②老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の方 ③世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80万円以下 の方	0.45	32,700円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80万円を超え120万円以下 の方	0.70	50,900円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 120万円を超える 方	0.75	54,600円
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等収入の合計が 80万円以下 の方	0.95	69,100円
第5段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等収入の合計が 80万円を超える 方	1.00	72,800円 (基準月額6,070円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満 の方	1.20	87,400円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上190万円未満 の方	1.25	91,000円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 190万円以上290万円未満 の方	1.50	109,200円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 290万円以上 の方	1.70	123,800円

第6章

第6期介護保険事業計画の推進





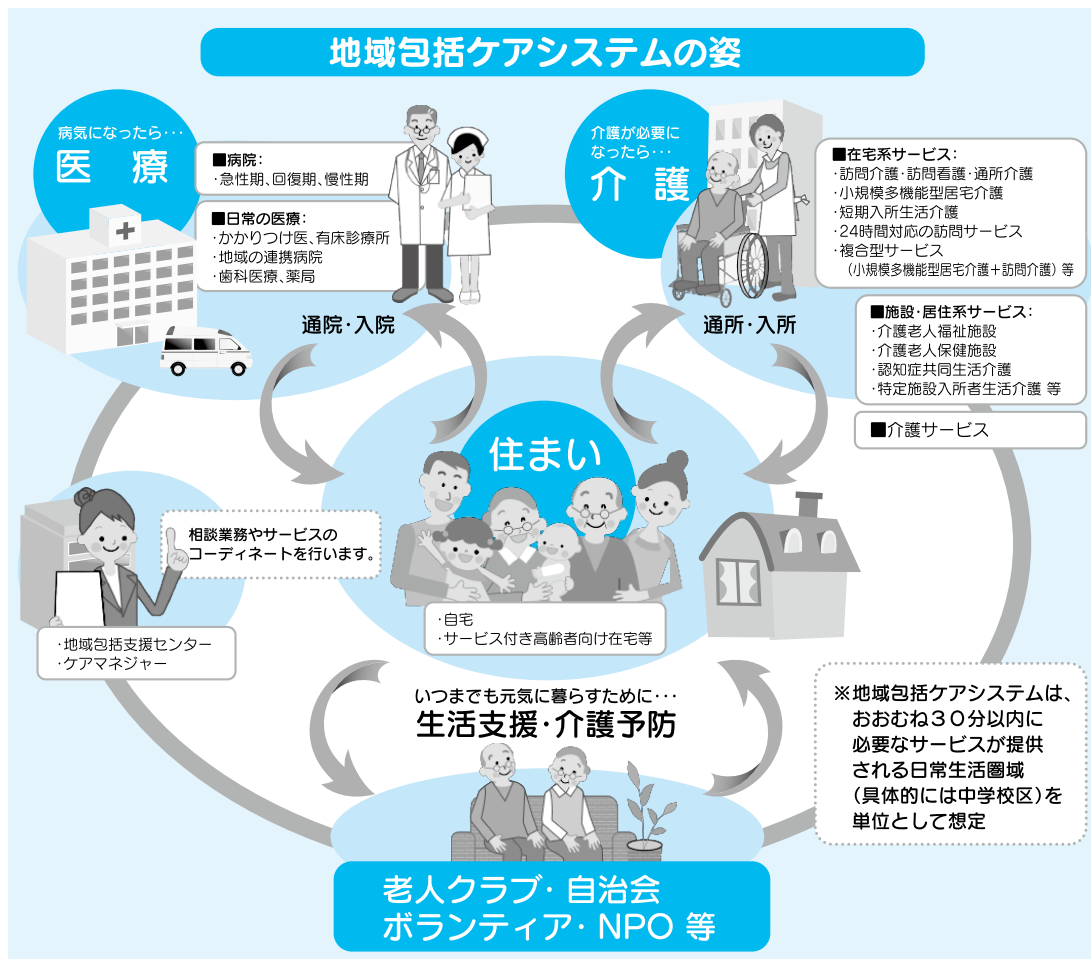
第6章 第6期介護保険事業計画の推進

介護保険制度は、法律（介護保険法第117条）に基づき、3年ごとに事業計画を作成することになっており、平成24年度から26年度までの第5期計画期間が終了することから、今回の計画は、次の3年間（平成27年度から29年度）における第6期介護保険事業計画として策定します。

○ 地域包括ケアシステムの実現

二戸広域管内でも、今後独居（ひとり暮らし）高齢者や高齢者のみ世帯の増加、すでに要介護認定を受けている方の重度化が進行すると想定される中、それぞれの方が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるような環境づくりを進めることが重要となります。

地域での自立した生活のために、関係機関が連携して質の高いサービスを提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域包括支援センターの機能の充実を図ることはもちろん、介護サービス事業者、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、地域の住民等と連携して基本事業に取り組むことが必要です。



基本施策 1 地域における包括的な支援体制づくり

(1) 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築するための重要な位置づけとなる機関であり、高齢者のニーズに応じて、医療や介護、福祉などのサービスを適切にコーディネートし、支援の必要な高齢者に対応しています。今後も各市町村の地域包括支援センターとの連携を図るとともに、関係機関とのネットワークを強化することが重要です。

□取組内容

- 身近な相談窓口である地域包括支援センターの役割や機能について、周知を図り、利用の促進に努めます。
- 高齢者に分かりやすい相談支援を行うとともに、高齢者や家族が適切なサービスを選択・利用するための情報提供に努めます。
- 医療的ケアの必要な高齢者や認知症高齢者への支援など、地域における高齢者の生活を支えるため、地域ケア会議等を通じて保健・医療・福祉及び地域の関係者への働きかけを行うなど、ネットワークを強化します。
- 地域包括支援センターの職員を対象とした研修会等を通じて各センター間の連携や知識の向上を図ります。

(2) 地域ケア会議の充実

地域の関係機関が協力しやすい体制を構築し、圏域内でのネットワーク化や課題・検討を行います。

□取組内容

- 地域ごとの課題の抽出・解決に向けた取り組みを行うため、社会資源の把握・共有・活用の仕組みについて協議します。
- 保健・医療・福祉・介護の関係機関と地域・行政の連携により、高齢者に対する虐待防止や見守り体制の充実を図ります。

(3) 地域における見守り体制の強化

一人暮らし高齢者、認知症の方などが、地域から孤立や閉じこもりがちになることを防止し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の生活を見守る体制を整えることが重要です。



□取組内容

- 高齢者を地域で見守ることができるよう、地域の各組織や住民の意識を高めるため、啓発活動や講演会等を行います。
- 行政や地域包括支援センター、地域団体、関係機関等のさらなる連携を進め、総合的な見守り体制の構築を図ります。
- 地域の企業や事業者にも、日常の業務を行う中での「気づき」を通じた見守りへの協力が図られるよう働きかけを行います。
- 災害時に自力で避難できないなどの不安を抱える高齢者の情報把握に努めるとともに、災害時における安否確認や避難支援について関係者を交えて検討します。

基本施策2 在宅高齢者への支援充実

(1) 多様な生活支援サービスの推進

高齢者世帯や認知症の方など支援を必要とする高齢者がさらに増加すると見込まれる中、できる限り住み慣れた地域で安心して生活し続けるため、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制づくりに取り組みます。

□取組内容

- 高齢者が住み慣れた環境の中で、安心して生活を送ることができるように、必要に応じて介護サービスや福祉サービスの提供ができるよう、各サービスの質の向上に努めます。
- 高齢者の多様なニーズに対応するため、各市町村の高齢者福祉計画等の取り組みとの連携を図り、行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域住民、との協働を進めます。

(2) 医療と介護の連携強化

高齢化の進行とともに医療サービスが必要な高齢者が増加することから、医療と介護の連携や在宅医療のニーズに適切に対応していくことが重要になります。

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養できるよう関係機関と連携した取り組みが必要であり、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制づくりに取り組みます。

□取組内容

- 医師会等の協力を得ながら在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携や会議、研修会等の開催を推進します。
- 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関等の関係機関が連携し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減に繋がるサービスが適切に紹介される体制づくりを進めます。

基本施策 3 高齢者の権利擁護の推進

(1) 権利擁護のための取組の啓発と支援

認知症などにより判断能力が低い高齢者の権利擁護を推進するとともに、消費者被害の防止も課題であるため、情報提供など、高齢者の権利を擁護するための取り組みの充実が重要です。

□取組内容

- 判断能力の低下による日常の諸問題に対応できるよう、パンフレットの配布や教室などさまざまな機会・方法により、高齢者の権利を擁護するための成年後見制度や窓口相談の啓発・周知に努めます。
- 認知症の方に対する虐待防止などの権利擁護、成年後見人の人材育成のための市町村の取り組みに支援を行います。

基本施策 4 認知症の早期発見・早期対応の体制づくり

(1) 認知症についての理解の促進

認知症は、閉じこもりや寝たきりとのつながりも深いと考えられており、10年後には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症であるといわれています。

住民が認知症について理解し、地域全体で生活を支えていくことが必要であるため、地域包括支援センターや地域組織との連携を図り、認知症の理解、啓発活動の推進が重要となります。

□取組内容

- 認知症や認知症予防に関するイベント・講座の開催、パンフレットや広報誌などを通じて地域住民の理解を促進し、認知症の早期発見・早期対応にも繋がります。

(2) 認知症高齢者の地域支援体制の強化

認知症の方とその家族を地域で支えるためには、認知症の早期発見・早期対応から医療機関への受診の促進など初期からの適切な対応を行うとともに、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制を強化することが重要になります。

□取組内容

- 認知症の方やその家族による「家族のつどい」や市町村での「相談カフェ」を開催し、介護疲れや身体的・精神的負担を軽減し、認知症の関係者と住民との交流の拡大を図ります。
- 商店や交通機関など認知症の人と接する機会の多い企業や事業所を対象とする認知



第6章 第6期介護保険事業計画の推進

症サポーターの養成など、地域住民と行政、企業等との連携による高齢者見守り体制の構築を推進します。

- 認知症の初期段階で医療と介護の連携により個別訪問を行う「認知症初期集中チーム」や相談業務を行う「認知症地域支援相談員」の設置等について、取り組みます。

基本施策5 介護予防による健康寿命の推進

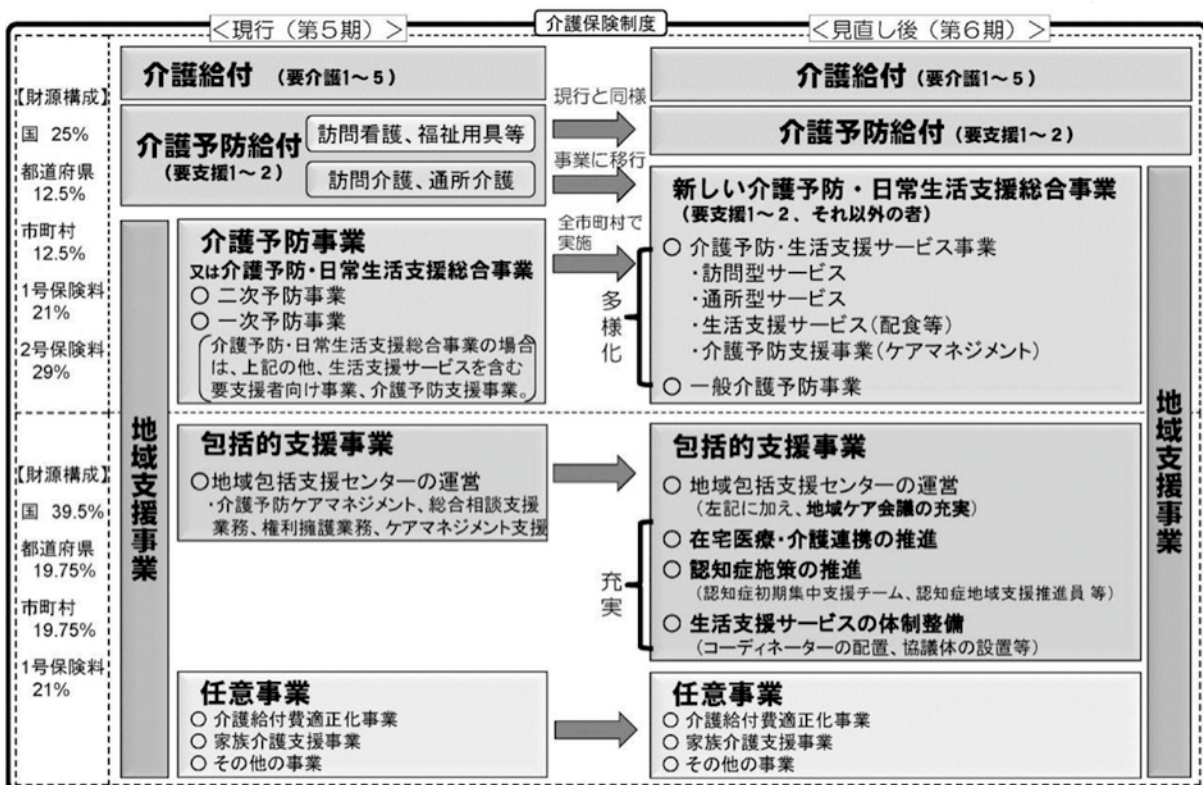
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

地域支援事業の目的は、「被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるように支援すること」であり、市町村による実施が定められています。

今回の制度改正により、要支援等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で対応していくため、予防給付の「訪問介護」及び「通所介護」について、全国一律の基準に基づく給付サービスから、地域の実情に応じて市町村が実施することができる介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）へ移行することになります。

新総合事業への移行については、新たなサービスの提供方法や提供体制を早期に検討しなければなりません。

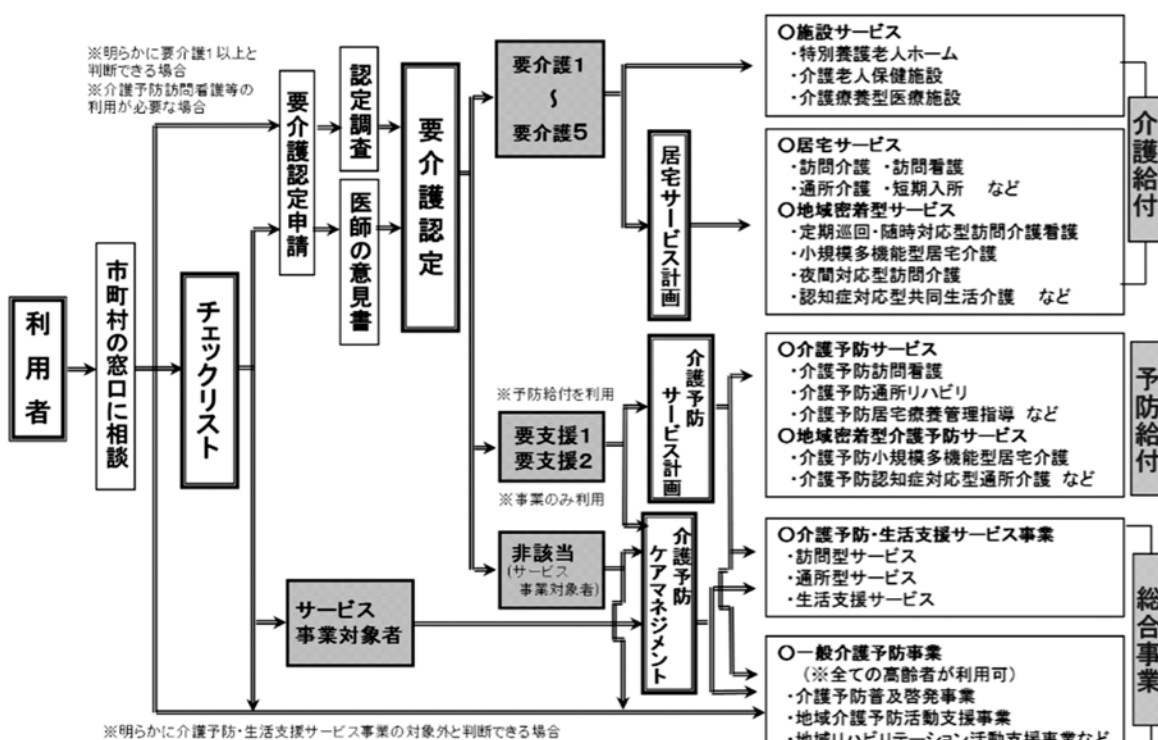
■介護予防・日常生活支援総合事業の構成



□取組内容

- 介護予防・日常生活総合事業については、平成29年3月までに移行することとし、準備を進めます。
- 介護予防・生活支援サービスとして、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、多様なサービスを提供します。
- 介護保険制度の改正により、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに一般介護予防事業として地域の実情に合った介護予防の取り組みを推進します。
- 要支援者の状態が悪化することのないよう、市町村による介護予防事業や生活支援サービス等の充実を図ります。先行して移行を予定している市町村をモデルに、円滑な地域支援事業への移行を進めます。

■介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の利用までの流れ





基本施策6 保険給付の適正化

(1) 適切な介護サービス水準の確保

平成25年度における二戸広域の1人あたりの居宅介護サービス費は年130万円で県内2番目、給付費総額でも年190万円と県内3番目に高い保険給付額となっています。介護サービス量の増加に伴う介護保険料の上昇傾向を関係機関で検討・協議を進めます。

□取組内容

- 介護支援専門員（ケアマネージャー）やサービス事業者などとの連携を強化し、保険給付の適正化を図ります。適切な介護サービス水準（質・量）を確保しながら第7期以降の保険料抑制に繋がります。
- 介護保険事業の安定した運営を継続し、制度への信頼を高めるため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定（要介護認定の適正化）し、受給者が必要とするサービス（ケアマネジメントの適正化）を事業者が適切に提供する（サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化）等の実施に努めます。

